

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会
中間的整理（案）

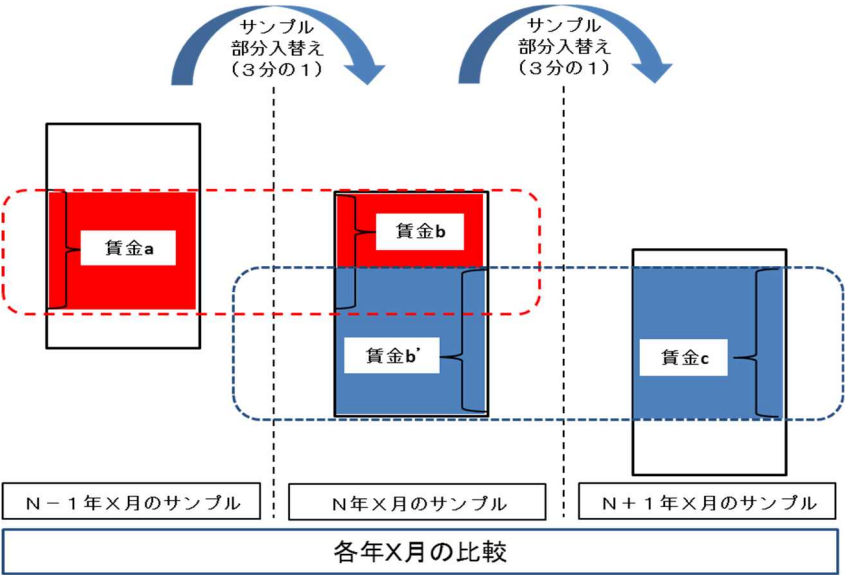
平成 31 年 3 月 29 日

1 「共通事業所の集計値」とは

- 毎月勤労統計において「本系列」として公表されている数値は、我が国の常用労働者 5 人以上規模のすべての事業所を母集団として、無作為抽出に基づき算出されているものであり、日本の経済全体の賃金や労働時間等の水準やその動きを表している指標である。
- したがって、「本系列」には、経済構造の変化に伴う動きも反映され、それらを含めた我が国の賃金等の指標であり、時系列比較も可能な統計である。
- ただし、サンプル入替時や、基準とする事業所規模・産業別の労働者構成割合の見直し（労働者のウェイト変化）の際には、一時的な断層（ギャップ）が発生する。
- この影響を除去した短期的な賃金等の動向を見るために、同一の事業所の前年同月比を参考値として公表しているものが、「共通事業所の集計値」である。
- 具体的な集計方法は、
 - ①調査対象事業所の部分入れ替え
 - ②産業構造の変化等に伴う労働者のウェイトの変化の影響を除いたものとするよう、1 年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1 年前と当月の労働者のウェイトを同一のものとして集計して、前年同月比を算定している。従来は、事業所規模 30～499 人以下については、2～3 年ごとにサンプルを総入替していたものを、平成 30 年 1 月に、部分入替（ローテーション・サンプリング）方式に変更したことから、集計が可能となった。
- 「共通事業所の集計値」は、前年同月比という 1 年間の動きに限定して集計することを目的としているので、1 年前と当月の両方で回答している調査対象のみを対象としている。このため、前年と比較するか、翌年と比較するかで、当月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において 2 つの実数が併存することとなる。また、あくまでも前年同月との比較をする目的のため、当月と翌月との比較においては、それぞれで 1 年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっている。
- 以上のような限定的な集計値であるため、「本系列」のような長期的な時系列比較が可能な指標とはなっていない。
- こうしたことから、「共通事業所」については、名目賃金額及び前年同月比のみ公表しており、名目賃金指数や実質賃金指数については、これまで作

成していない。なお、名目賃金指数及び実質賃金指数については、「本系列」において公表している。

(共通事業所の集計値のイメージ図)



(共通事業所の集計値)

	共通事業所の集計値				
	実額			前年同月比	
	平成28年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年
1月	268,258	272,965 276,964	277,697	1.8	0.3
2月	263,248	263,537 266,618	268,842	0.1	0.8
3月	278,777	279,747 284,826	288,135	0.3	1.2
4月	275,615	278,802 280,402	281,553	1.2	0.4
5月	271,342	273,001 276,408	277,302	0.6	0.3
6月	437,441	440,253 445,035	451,154	0.6	1.4
7月	373,904	373,363 377,481	380,165	-0.1	0.7
8月	272,356	275,883 274,845	277,199	1.3	0.9
9月	266,316	269,465 270,527	270,801	1.2	0.1
10月	269,144	270,424 270,722	273,197	0.5	0.9
11月	278,093	282,131 283,606	286,339	1.5	1.0
12月	556,123	563,960 564,661	575,980	1.4	2.0

2 実質化に向けた論点の検討状況

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会（以下「検討会」という。）での実質化（※）に向けた論点の検討状況は、以下の通りである。なお、第3回検討会においては、有識者からのヒアリングを実施した。

（※）実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くこと

論点1 実質化を検討するに当たり、「本系列」と「共通事業所の集計値」の特性をどう考えるか。

（これまでの議論）

(1) 「共通事業所」のサンプル特性について

- 「本系列」が無作為抽出であることに対して、1年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、事業所規模別・産業別等見た場合にサンプルに偏りがあり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。（本系列と比較して、500人以上規模事業所の割合が高く、5～29人規模事業所の割合が低いなど）

「共通事業所の集計値」の事業所数が「本系列」の事業所数に占める割合（平成30年1月）

- 「共通事業所の集計値」の調査対象事業所は、全て「本系列」の事業所数に包含されており、「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、**500人以上事業所では80%程度、5～29人事業所では30%程度**となっている。

(%)

	「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上
鉱業、採石業	0.0	83.3	45.5	35.7	51.0
建設業	82.5	37.7	44.4	32.2	34.5
製造業	90.5	46.6	44.7	30.6	47.1
電気・ガス業	91.3	40.0	41.3	42.7	47.7
情報通信業	75.2	47.9	50.0	28.9	42.3
運輸業、郵便業	84.6	45.9	41.9	31.8	43.5
卸売業、小売業	71.3	45.3	43.4	27.6	32.8
金融業、保険業	87.0	47.2	47.7	34.0	41.9
不動産・物品貸借業	60.9	45.7	42.5	30.5	35.7
学術研究等	89.4	36.7	38.5	29.5	38.1
飲食サービス業等	74.3	44.2	45.5	26.9	34.1
生活関連サービス業等	58.3	48.0	44.4	30.1	35.4
教育・学習支援業	83.0	47.1	47.9	28.8	42.1
医療、福祉	78.5	37.2	39.5	29.8	42.3
複合サービス事業	25.0	47.1	30.0	39.5	38.4
その他のサービス業	70.4	41.0	41.1	32.4	40.7
産業計	82.7	44.7	43.5	30.1	40.2

- 継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について一定のバイアスがある可能性がある。（本系列と比較して、賃金額が相対的に高い可能性があるなど）

共通事業所と未提出事業所との比較（平成 29 年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	276,964	266,618	284,826	280,402	276,408	445,035	377,481	274,845	270,527	270,722	283,606	564,661
	②未提出事業所	252,686	264,327	273,017	255,756	268,029	407,362	358,069	272,343	254,847	258,381	278,677	500,306
	②／①	0.91	0.99	0.96	0.91	0.97	0.92	0.95	0.99	0.94	0.95	0.98	0.89
500人～	①共通事業所	387,341	367,290	384,021	385,320	403,081	740,098	573,186	368,799	370,194	375,993	413,106	917,803
	②未提出事業所	345,771	352,559	364,479	355,756	347,657	710,253	514,972	353,488	355,585	353,442	372,459	865,598
	②／①	0.89	0.96	0.95	0.92	0.86	0.96	0.90	0.96	0.96	0.94	0.90	0.94
100～499人	①共通事業所	313,329	298,329	322,551	315,173	304,118	545,248	431,997	306,499	307,591	305,854	321,706	688,254
	②未提出事業所	295,827	296,191	348,099	293,690	298,559	560,040	388,882	301,779	278,579	303,497	311,604	567,899
	②／①	0.94	0.99	1.08	0.93	0.98	1.03	0.90	0.98	0.91	0.99	0.97	0.83
30～99人	①共通事業所	265,210	256,967	281,066	274,211	264,345	436,548	356,909	268,348	266,980	265,577	272,395	554,417
	②未提出事業所	241,261	271,003	251,540	242,724	282,827	362,835	380,166	265,383	247,827	240,220	269,560	527,393
	②／①	0.91	1.05	0.89	0.89	1.07	0.83	1.07	0.99	0.93	0.90	0.99	0.95
5～29人	①共通事業所	232,409	225,999	238,144	234,622	230,170	307,564	301,581	233,815	223,495	223,870	231,275	400,871
	②未提出事業所	213,683	220,698	223,553	218,337	223,402	278,970	289,624	238,907	220,673	219,723	241,602	353,688
	②／①	0.92	0.98	0.94	0.93	0.97	0.91	0.96	1.02	0.99	0.98	1.04	0.88

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較（平成29年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	①共通事業所（29年～30年）	275,955	266,428	283,895	279,447	276,642	445,099	376,096	274,544	270,271	270,207	282,966	562,672
	②共通事業所（28年～29年）	272,965	263,537	279,747	278,802	273,001	440,253	373,363	275,883	269,465	270,424	282,131	563,960
	③本系列（再集計値）	271,855	264,321	280,237	276,950	272,674	437,822	373,274	275,364	268,931	269,385	280,345	557,195
500人～	①共通事業所（29年～30年）	377,543	361,703	375,601	376,668	398,779	730,904	565,706	364,253	365,496	369,853	408,473	910,998
	②共通事業所（28年～29年）	375,227	362,723	378,358	377,917	393,299	734,113	562,509	362,659	365,066	372,135	406,353	917,479
	③本系列（再集計値）	375,375	362,169	377,705	377,271	391,452	728,782	560,110	362,511	365,013	369,834	404,110	908,834
100～499人	①共通事業所（29年～30年）	312,255	297,532	320,022	314,351	304,397	551,539	432,118	306,186	307,892	306,140	322,447	688,502
	②共通事業所（28年～29年）	312,666	297,829	324,225	316,767	305,121	548,411	431,321	305,408	305,701	307,556	320,340	682,275
	③本系列（再集計値）	306,620	294,703	316,009	309,758	299,714	538,638	422,904	301,968	300,347	300,980	314,368	665,052
30～99人	①共通事業所（29年～30年）	267,582	259,827	285,000	277,001	269,050	445,567	360,529	271,655	270,100	268,300	274,505	565,183
	②共通事業所（28年～29年）	266,982	261,236	277,371	278,070	269,089	445,961	360,694	273,140	270,122	268,203	275,957	562,375
	③本系列（再集計値）	264,446	261,118	282,531	275,237	268,259	433,617	364,183	272,028	268,524	266,125	271,232	560,444
5～29人	①共通事業所（29年～30年）	233,296	227,140	239,329	235,613	231,271	309,870	302,020	234,826	224,838	225,293	232,248	401,460
	②共通事業所（28年～29年）	227,029	219,251	230,819	232,020	223,867	299,193	296,559	237,773	223,870	224,472	231,178	406,625
	③本系列（再集計値）	228,758	222,853	233,559	232,861	226,716	306,232	299,400	238,841	226,113	226,776	232,815	402,313

(2) 「共通事業所」の集計値の特性について

- 「共通事業所の集計値」の前年同月比を時系列でみる場合には、
- ・標本数が少なくなるため、標本誤差が大きくなること。（事業所規模・産業別に、その影響に差があると考えられる。）
 - ・新規事業所の影響が反映されておらず、標本に偏りがある可能性。
 - ・作成が開始されてから12か月分のデータであり、蓄積が乏しいこと。
 - ・ローテーション・サンプリングの経過措置の間には、入替割合に相違があるため、精度が変化し、指標として安定していない。
- といった課題が存在する。

(3) 「共通事業所」の賃金変化率について

- 「共通事業所」の賃金変化率は、同一事業所に勤続し続けることを前提とした賃金変化を近似するものであり、計測対象とする労働市場を実質的に限定していることは意識する必要がある。
- 「共通事業所の集計値」は継続就業者の平均賃金の変化率を「本系列」よりも正確に求められるが、ただし、継続事業所でも採用・退職等により労働者は入れ替わっており、継続就業者＝同一個人の賃金水準の変化率を正確に推定できるわけではないことには注意が必要である。（毎月勤労統計はあくまでも事業所側からの情報である。）

（さらに検討すべき課題）

(1) 「共通事業所の集計値」の意味について

- 「本系列」が、無作為抽出により日本全体の賃金水準を集計したものである一方、「共通事業所の集計値」は、いかなるものを代表する数値であるか、その意味するところを考える必要がある。
- 「共通事業所の集計値」は、日本経済全体の状況を知るための指標ではないので、本系列の代替ではなく、経済全体のなかの「共通事業所」の状況を知る意味は何かを考えることになる。

(2) 「共通事業所」のサンプル特性について

- 「共通事業所」の現状のサンプルの精度評価が必要である。さらに、今後サンプルの入替方式が平準化されてから（2018年1月の入替から30～499人規模においてローテーション・サンプリング方式が導入されたが、当初は2分の1を入れ替えるなど経過措置が取られており、全サンプルが各年3分の1入替に平準化されるのは2021年1月以降である。）、改めて精度評価が必要である。
- 「非共通事業所」が「共通事業所」のサンプル特性の偏りに及ぼす影響を確認する必要がある。
- 「非共通事業所」には、廃業等による脱落と、未回答のために対象外となったものがあり、分析においては分けて考える必要がある。
- 「非共通事業所」の特性（脱落あるいは未回答となる事業所はどのような特性を持つか）を確認する必要がある。

(3) 集計値の復元等の集計方法について

- 「共通事業所」の母集団とは、「本系列」の母集団と同じなのか、あるいは、いわゆる「既存事業所」（前年から存続している事業所）であり、「本系列」の母集団から1年間に新設された事業所を除いたもの、と考えてよいか。後者の場合であれば、母集団への復元・集計方法として、「本系列」とは変える必要がある。

- 共通事業所はサンプル数が少ないため、その復元・推定に当たっては精度が問題であり、賃金額の標準偏差等を計算することを検討すべきではないか。
- 事業所規模・産業ごとに「共通事業所」と「非共通事業所」の「集計値」の差を分析した上で、望ましいウェイトを検討することが必要である。
- 事業所規模・産業別の単位集計区分ごとに推定比率を乗じる推計方法を行っているので、共通事業所について、区分内での本系列との比較や、サンプル数が少ないために区分内で事業所が0となる可能性が相対的に高いことの影響等を検討することが必要である。

(4) 集計値の偏りについて

- 「共通事業所」にはサンプルに一定の偏りがあるが、事業所規模・産業・都道府県等の利用可能な情報でコントロールした後で平均賃金の水準に偏りがあるかどうかを計算すべきである。
- 「本系列」と「共通事業所の集計値」の誤差と水準、変化率の違いについて、特に5～29人規模事業所が及ぼしている影響について検討することが必要である。(5～29人規模事業所については、調査対象事業所が半年ごとに3分の1ずつ入れ替わるため、共通事業所として集計される割合が他の事業所規模と比較して低く、結果の精度に影響を与えている可能性がある。)
- 共通事業所の「サバイバル・バイアス」(継続的に回答している事業所が対象となる可能性が高く、経営的に安定していて賃金水準が相対的に高いなどの特性が存在すること)や、事業所規模・産業の区分ごとのサンプルの安定性の違いが賃金に及ぼす影響について検討することが必要である。

(5) 賃金変化率の偏りについて

- 「共通事業所」の賃金水準について偏りがあるとしても、賃金変化率について偏りがあるかはわかっていない。賃金水準と賃金変化率との関係が「共通事業所」と「非共通事業所」で同一であれば、賃金水準の偏りを基に賃金変化率の偏りも補正できると想定できるが、この点は検証する必要がある。

(6) 「共通事業所の集計値」の活用について

- 「共通事業所の集計値」は、「本系列」と比べ、サンプルの偏りや集計結果に一定のバイアスがある可能性があることから、その利用には一定の限界があり、正しく活用してもらうためにどのような情報提供が必要であるかを検討する必要がある。

- 本検討会の検討事項を超えているが、今後「本系列」において何らかの工夫を目指すべきではないか。

論点2 「共通事業所の集計値」については、その比較の基となる賃金額が、同年同月で2種類存在するが、こうした共通事業所の基本的性格に照らし、「共通事業所の集計値」の「実質賃金指数」の作成についてどう考えるか。

(これまでの議論)

- 「共通事業所」については、前年同月との共通事業所群と、翌年同月との共通事業所群は異なる事業所群になるため、各月において2つの実数が併存するという基本的性格から、経年変化をみる指数化になじまない。
- 加えて、当月と翌月との比較においても、それぞれで1年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっており、単純に比較ができない。
- また、労働者ウェイトの変化の影響を除去するため、1年前の集計値と当月とを比較する際には、それぞれの集計において労働者のウェイトを共に当月のものを使用して、前年同月比を算定するという、本系列と異なる計算式を用いている。
- このため、前年同月との比較は可能だが、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられる。
- 共通事業所はウェイト更新の影響を除去しているが、各月において前年と翌年それぞれと比較する二つの事業所群から得られる数値の差には、その影響が含まれていると考えられることから、長期的な指数を作った場合、本系列のギャップは含まれる可能性があることに留意する必要がある。
- 「共通事業所の集計値」はギャップの影響を除去するために行っているが、ギャップ自身は経済の構造変化などダイナミックな動きを示すものであり、非常に重要な情報であるので、情報を出すことは必要である。
- 前提条件、利用上の注意の情報提供をつけて「共通事業所」の実質賃金を公表すべきとの意見があるが、統計の専門家という立場で、共通事業所のサンプル・集計値の特性や実質化をめぐる様々な論点について統計的な視点から課題を整理することが、本検討会の開催の趣旨であるので、引き続き検討する必要がある。

(さらに検討すべき課題)

- 「共通事業所の集計値」は、1年前との比較という短期的な動向を見るために、特定の影響を除去した前年同月比を算定するという限定的な目

的の参考値であり、指数化を前提とした作成方法となっていないため、指数化にはそれに応じた作成方法の検討が必要である。

- 母集団労働者数への復元においても、便宜上「本系列」と同じ労働者ウェイトを使用しているが、時系列比較が可能な指数を作成するに当たっては、サンプルの偏りやその特性を踏まえた復元方法を検討すべきである。
- 一案として、サンプルの偏りを踏まえた集計方法や、「共通事業所」と「非共通事業所」との差を分析した上でのその特性に応じた補正を行うことを検討するにより、指数化を行うことが考えられる。
- ただし、仮にそのような指数を作成した場合に、それが現行の「共通事業所の集計値」とは異なるものとなることも考えられ、どのような意味を持つかは、改めて整理する必要がある。
- 毎月勤労統計の個票データを活用して共通事業所のサンプルやその集計値のバイアスの補正が可能かどうか、今後、分析を行うこととする。

論点3 仮に「共通事業所の集計値」の前年同月比から、消費者物価指数を用いて、「共通事業所の集計値の前年同月比を実質化した値」を算出したとすると、実質化の本来の意味に照らし、この数値はどのような意味を持つのか。

（これまでの議論）

- 実質化とは、すなわち、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、単に前年との比較と言うよりは、物価の変動を踏まえた賃金等の価値を示すために行うものである。
- 実質化には、月々の動向を見る短期的なものと、年収ベース等で考える長期的なものとの、両方の視点が存在することにも留意が必要である。
- 「共通事業所の集計値」の実質賃金については、「実質化」が持つ本来の意味を踏まえつつ、その計算の可否を判断する必要がある。
- 実質化に当たり、「本系列」では消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いているが、一定の特性を持つ「共通事業所の集計値」について、その特性にあった物価指数（デフレーター）で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。

（さらに検討すべき課題）

- 実質化するのであれば、その前提として、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである。

3 今後の進め方

「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、必要な作業（再集計、分析を含む）を進める。

参考資料

- 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会
開催要綱
- 開催実績
- 本系列と比較した「共通事業所の集計値」の特性
- 第3回検討会 有識者ヒアリングの概要
- 第3回検討会 有識者ヒアリング提出資料

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会
開催要綱

平成 31 年 2 月

1 開催趣旨

実質賃金は、毎月勤労統計の労働者全体の水準を表す本系列において毎月公表している。

一方、平成 30 年 1 月より、「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査対象事業所（以下「共通事業所」という。）の賃金に係る前年同月比を公表している。

この「共通事業所」の賃金の集計値については、統計ユーザーの多様なニーズに対応するため実質賃金も示すことを求める意見がみられる一方、実質賃金を示すためには「共通事業所」の集計値の特性に起因する課題など様々な論点が存在する。

このため、毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる様々な論点について、統計的な観点からの専門家による検討の場を設け、課題を整理することとする。

2 検討事項

以下の事項を中心に検討する。

- (1) 「本系列」と比較した「共通事業所」の集計値の特性
- (2) 「共通事業所」の賃金の集計値の指数化をめぐる論点
- (3) 「共通事業所」の賃金の対前年同月比の実質化をめぐる論点

3 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

4 運営等

(1) 検討会は、政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。

(2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

(3) 検討会には座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付統計企画調整室及び雇用・賃金福祉統計室において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会構成員

石 原 真三子 武蔵野大学経済学部教授

稲 葉 由 之 明星大学経済学部教授

◎ 今 野 浩一郎 学習院大学名誉教授

神 林 龍 一橋大学経済研究所教授

樋 田 勉 獨協大学経済学部教授

野 口 晴 子 早稲田大学政治経済学術院教授

山 田 久 日本総合研究所理事/主席研究員

(※) ◎は座長を示す。

開催実績

第1回 平成31年2月22日

1. 「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点について
2. その他

第2回 平成31年2月28日

1. 本系列と比較した「共通事業所」の集計値の特性について
2. その他

第3回 平成31年3月6日

1. 有識者からのヒアリング
(明石順平弁護士、阿部修人一橋大教授)
2. その他

第4回 平成31年3月7日

1. 本系列と比較した「共通事業所」の集計値の特性等について
2. その他

第5回 平成31年3月12日

1. 「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点について
2. その他

第6回 平成31年3月19日

1. 中間的整理に向けた論点の整理について
2. その他

第7回 平成31年3月29日

1. 中間的整理（案）について
2. 今後の具体的な検討作業の進め方について
3. その他

本系列と比較した 「共通事業所の集計値」の特性

「共通事業所の集計値」とは

- 「共通事業所の集計値」とは、
① 調査対象事業所の部分入れ替えや、
② 産業構造の変化に伴う労働者のウエイトの変化（ベンチマーク更新）の影響を受けないよう、1年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1年前と当月のベンチマークも同じものとして集計したもの。参考値として公表している。
※平成30年1月に、それまでの調査対象事業所の全部入れ替えの仕組みから、部分入れ替え（ローテーション・サンプリング）に変更したことから、可能となったもの。

集計・推計方法

「共通事業所の集計値」の集計・推計方法は、基本的には本系列と同様であるが、「推計比率」について、依るべきベンチマークとは、両年とも、「当年」のものを用いている。

	前年	当年
①産業、規模別各種平均値の推計方法	$\bar{a}_i^j(n-1) = \frac{\sum_l d_{il}^j(n-1) \cdot a_i^j(n-1)}{\left\{ \sum_l d_{il}^j(n-1) \cdot \frac{e_{oi}^j(n-1) + e_{1i}^j(n-1)}{2} \right\}}$	$\bar{a}_i^j(n) = \frac{\sum_l d_{il}^j(n) \cdot a_i^j(n)}{\left\{ \sum_l d_{il}^j(n) \cdot \frac{e_{oi}^j(n) + e_{1i}^j(n)}{2} \right\}}$
②産業計及び規模計の各種平均値の推計方法	$\begin{aligned} \tilde{A}(n-1) &= \frac{\sum_{ij} r_i^j(n-1) \cdot \sum_l d_{il}^j(n-1) \cdot a_i^j(n-1)}{\sum_{ij} r_i^j(n-1) \cdot \left\{ \sum_l d_{il}^j(n-1) \cdot \frac{e_{oi}^j(n-1) + e_{1i}^j(n-1)}{2} \right\}} \\ &= \end{aligned}$	$\begin{aligned} \tilde{A}(n) &= \frac{\sum_{ij} r_i^j(n) \cdot \sum_l d_{il}^j(n) \cdot a_i^j(n)}{\sum_{ij} r_i^j(n) \cdot \left\{ \sum_l d_{il}^j(n) \cdot \frac{e_{oi}^j(n) + e_{1i}^j(n)}{2} \right\}} \\ &= \end{aligned}$
推計比率	$r_i^j(n-1) = \frac{E_i^j(n)}{\sum_l d_{il}^j(n-1) \cdot e_{oi}^j(n-1)}$	$r_i^j(n) = \frac{E_i^j(n)}{\sum_l d_{il}^j(n) \cdot e_{oi}^j(n)}$

※1 $\sum_l$ は都道府県の和、 $\sum_{ij}$ は産業・規模別の和を表すが、前年と当年の両方とも調査対象であった事業所のみを足しあげたもの。
※2 nは調査年を示す。
※3 抽出率逆数は、抽出が行われた年次のものを使用しており、例えば、平成29年1月の実額は平成27年の抽出率逆数、平成30年1月の実額は平成27年の抽出率逆数である。

「本系列」と「共通事業所の集計値」の比較

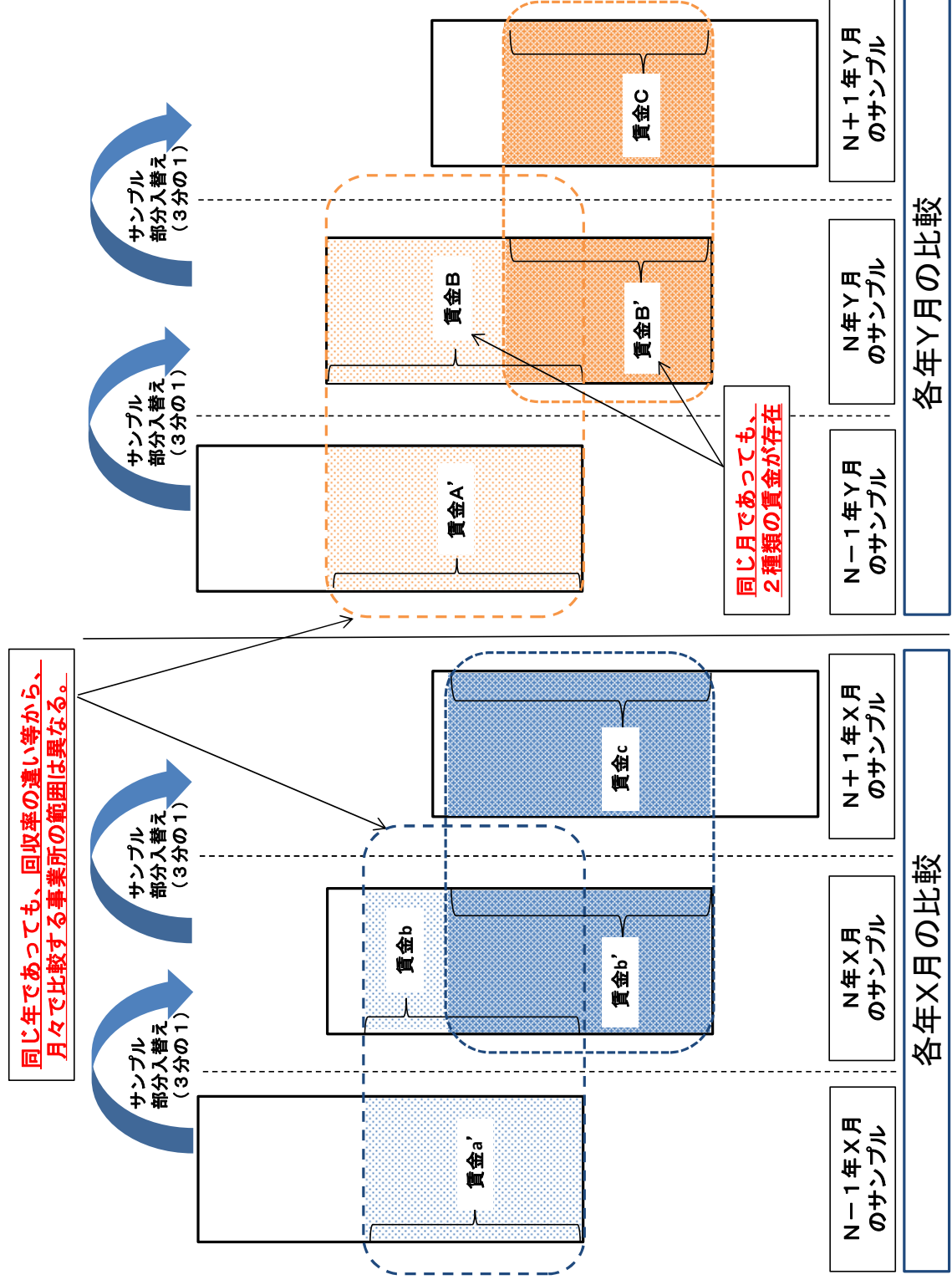
- 「現金給与総額」について、「本系列」と「共通事業所の集計値」の実数・前年同月比・サンプル数の比較は以下のとおり。

本系列												共通事業所の集計値									
	実額			指数			前年同月比			サンプル数			実額			前年同月比			サンプル数		
	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年
1月	270,514	271,855	273,961	85.7	86.2	86.8	0.6	0.7		24,524	25,064		268,258	272,965	276,964	1.8	0.3		9,977		平成30年 9,927
2月	263,593	264,321	266,460	83.6	83.8	84.5	0.2	0.8		24,003	24,752		263,248	263,537	266,618	0.1	0.8		9,800		9,691
3月	280,119	280,237	285,151	88.8	88.8	90.4	0.0	1.8		24,026	24,876		278,777	279,747	284,826	0.3	1.2		9,762		9,773
4月	275,384	276,950	277,657	87.3	87.8	88.0	0.6	0.2		24,134	24,947		275,615	278,802	280,402	1.2	0.4		9,928		9,839
5月	270,560	272,674	276,517	85.8	86.4	87.6	0.7	1.4		24,022	24,799		271,342	273,001	276,408	0.6	0.3		9,901		9,813
6月	436,518	437,822	450,166	138.3	138.8	142.7	0.4	2.8		24,174	24,893		437,441	440,253	445,035	0.6	1.4		10,078		9,931
7月	375,032	373,274	378,257	118.9	118.3	119.9	-0.5	1.4		24,313	24,893		373,904	373,363	377,481	-0.1	0.7		9,935		9,812
8月	273,535	275,364	276,953	86.7	87.3	87.8	0.7	0.6		24,145	24,880		272,356	275,883	274,845	1.3	0.9		9,934		9,833
9月	266,367	268,931	270,604	84.4	85.2	85.8	0.9	0.7		24,270	24,908		266,316	269,465	270,527	1.2	0.1		9,985		9,908
10月	268,340	269,385	272,229	85.1	85.4	86.3	0.4	1.1		24,073	24,688		269,144	270,424	270,722	0.5	0.9		9,910		9,825
11月	277,549	280,345	285,196	88.0	88.9	90.4	1.0	1.7		23,909	24,423		278,093	282,131	283,606	1.5	1.0		9,760		9,712
12月	552,634	557,195	565,767	175.2	176.6	179.3	0.8	1.5		24,054	24,585		556,123	563,960	564,661	1.4	2.0		10,013		9,863
年平均	317,871	319,442	323,553	100.7	101.1	102.5	0.4	1.4		24,137	24,809		-	-	-	-	-		-		-

共通事業所の集計値が本質的に持つ特性について

- 共通事業所の比較の基となる賃金額については、共通事業所の基本的性格から、**同年同月で2種類存在する**。また、前年と同一の事業所を調査するため、**事業所の創業について反映されない**。

(※) 共通事業所の集計値のイメージ図



調査結果の標準誤差率について

毎月勤労統計調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根を推計値で除したもの（標準誤差率）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、産業、規模別のきまって支給する給与の標準誤差を以下のように算出している。

●第一種事業所（規模30人以上）

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

C_i ; 産業、規模別標準誤差率
 N_i ; 産業、規模別母集団事業所数
 n_i ; 産業、規模別回答事業所数
 ϕ_i ; 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}$$

C_x ; 産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数
 C_y ; 産業、規模別和半労働者数^{*}の事業所間変動係数
 ρ ; 産業、規模別きまって支給する給与総額と和半労働者数（※）との相関係数

※前月末労働者数と本月末労働者数の平均を指す（以下同様）。

●第二種事業所（規模5～29人）

$$C_i^2 = \sum_j \left\{ \frac{M_{ij}(M_{ij} - m_{ij})}{m_{ij}} \cdot \left(\frac{VXa_{ij}}{TX_i^2} + \frac{VYa_{ij}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVa_{ij}}{TX_i \times TY_i} \right) + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k \frac{N_{ijk}(N_{ijk} - n_{ijk})}{n_{ijk}} \cdot \left(\frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right\}$$

C_i ; 産業別標準誤差率
 M_{ij} ; 第j層における産業別の母集団調査区数
 m_{ij} ; 第j層における産業別の標本調査区数
 TX_i ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計
 TY_i ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計
 VXa_{ij} ; 第j層における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散
 VYa_{ij} ; 第j層における産業別の和半労働者数の調査区間分散
 $COVa_{ij}$; 第j層における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散
 N_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の総事業所数
 n_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VYe_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

産業、事業所規模別標準誤差率（きまって支給する給与）〔平成29年7月分結果〕

(単位: %)							(単位: %)						
産業		規模5人 以上	規模30人 以上	規模100人 ～499人	規模30人 ～99人	規模5人 ～29人	産業		規模5人 以上	規模30人 以上	規模100人 ～499人	規模30人 ～99人	規模5人 ～29人
TL	調査産業計	0.35	0.46	0.78	0.84	0.52	E27	業務用機械器具製造業	1.59	1.70	2.97	4.72	4.23
C	鉱業、採石業、砂利採取業	2.34	1.21	-	2.70	4.30	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1.53	1.40	3.93	3.44	7.95
D	建設業	1.09	2.28	2.70	3.74	1.08	E29	電気機械器具製造業	1.94	1.99	4.80	3.89	6.46
E	製造業	0.45	0.52	1.05	1.26	0.90	E30	情報通信機械器具製造業	2.00	1.87	5.17	5.98	11.87
E09,10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	2.26	2.74	3.75	5.83	3.48	E31	輸送用機械器具製造業	0.79	0.79	2.81	3.33	4.09
E11	繊維工業	2.24	3.03	5.37	4.37	3.25	E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	2.64	3.36	7.16	4.32	4.25
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	2.76	2.39	3.49	3.30	4.93	F	電気・ガス・熱供給・水道業	1.77	2.02	3.30	4.02	3.39
E13	家具・装備品製造業	2.18	3.02	5.25	4.75	2.76	G	情報通信業	1.84	2.23	3.52	5.75	2.42
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	2.63	3.29	4.31	5.24	3.64	H	運輸業、郵便業	1.56	1.91	2.89	3.06	2.54
E15	印刷・同関連業	2.31	3.11	6.74	4.03	2.89	I	卸売業、小売業	1.08	1.71	2.39	2.77	1.37
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.61	1.76	3.15	4.02	3.64	J	金融業、保険業	2.17	2.91	6.11	2.64	3.09
E18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.93	2.29	3.78	3.45	3.57	K	不動産業、物品賃貸業	1.78	2.50	4.30	3.62	2.54
E19	ゴム製品製造業	1.74	1.78	3.44	6.12	5.41	L	学術研究、専門・技術サービス業	1.46	2.01	2.65	4.72	1.93
E21	窯業・土石製品製造業	1.78	2.35	4.79	3.70	2.70	M	宿泊業、飲食サービス業	1.52	1.86	4.31	2.18	2.15
E22	鉄鋼業	1.79	2.02	3.00	7.33	3.37	N	生活関連サービス業、娯楽業	2.03	2.90	5.45	3.58	2.84
E23	非鉄金属製造業	2.56	2.87	5.34	4.83	5.19	O	教育、学習支援業	1.53	1.95	2.95	2.78	2.31
E24	金属製品製造業	2.03	3.19	6.51	4.25	2.07	P	医療、福祉	0.98	1.26	2.29	2.17	1.44
E25	はん用機械器具製造業	1.86	2.15	4.12	5.55	3.67	Q	複合サービス事業	1.09	2.01	3.62	2.66	1.25
E26	生産用機械器具製造業	1.19	1.45	2.46	3.32	1.98	R	サービス業(他に分類されないもの)	1.36	1.72	2.97	2.71	2.22

(注) 規模500人以上は全数調査。

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較①（平成29年各月）

- 共通事業所の集計値は、労働者ウェイトの変化の影響を除去するために、各月で前年同月比を計算する賃金額は、前年と比較する場合は当年の労働者ウェイト、翌年と比較する場合は翌年の労働者ウェイトを用いて算定している。
 - ⇒ このため、共通事業所と本系列とは、そのままでは比較できず、それぞれを同じ労働者ウェイトで集計することにより、その特性を分析することが可能となる。
 - ⇒ 労働者ウェイトを同一にして比較すると、規模間で差異が見られるものの、一定のバイアスが存在する可能性がある。

サンプル数		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	① 共通事業所（29年－30年）	9,927	9,691	9,773	9,839	9,813	9,931	9,812	9,833	9,908	9,825	9,712	9,863
	② 共通事業所（28年－29年）	9,977	9,800	9,762	9,928	9,901	10,078	9,935	9,934	9,985	9,910	9,760	10,013
	③ 本系列（再集計値）	24,200	23,686	23,742	23,813	23,666	23,810	23,999	23,879	24,009	23,784	23,633	23,786
500人～	① 共通事業所（29年－30年）	2,532	2,377	2,404	2,439	2,475	2,501	2,529	2,517	2,494	2,484	2,465	2,499
	② 共通事業所（28年－29年）	2,839	2,728	2,684	2,748	2,766	2,824	2,872	2,811	2,800	2,760	2,711	2,793
	③ 本系列（再集計値）	2,989	2,880	2,873	2,893	2,942	2,958	2,978	2,932	2,951	2,938	2,905	2,923
100～499人	① 共通事業所（29年－30年）	1,241	1,183	1,169	1,182	1,170	1,204	1,215	1,200	1,196	1,178	1,164	1,188
	② 共通事業所（28年－29年）	1,193	1,157	1,123	1,162	1,145	1,187	1,188	1,168	1,169	1,160	1,149	1,186
	③ 本系列（再集計値）	2,501	2,426	2,396	2,435	2,424	2,477	2,477	2,448	2,456	2,434	2,419	2,451
30～99人	① 共通事業所（29年－30年）	1,497	1,444	1,456	1,449	1,441	1,475	1,476	1,469	1,462	1,440	1,411	1,449
	② 共通事業所（28年－29年）	1,368	1,339	1,318	1,327	1,329	1,358	1,362	1,338	1,350	1,322	1,293	1,338
	③ 本系列（再集計値）	3,200	2,950	2,963	2,957	2,955	2,993	2,989	2,950	2,974	2,916	2,899	2,947
5～29人	① 共通事業所（29年－30年）	4,657	4,687	4,744	4,769	4,727	4,751	4,592	4,647	4,756	4,723	4,672	4,727
	② 共通事業所（28年－29年）	4,577	4,576	4,637	4,691	4,661	4,709	4,513	4,617	4,666	4,668	4,607	4,696
	③ 本系列（再集計値）	15,510	15,430	15,510	15,528	15,345	15,382	15,555	15,549	15,628	15,496	15,410	15,465

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較②（平成29年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	①共通事業所（29年－30年）	275,955	266,428	283,895	279,447	276,642	445,099	376,096	274,544	270,271	270,207	282,966	562,672
	②共通事業所（28年－29年）	272,965	263,537	279,747	278,802	273,001	440,253	373,363	275,883	269,465	270,424	282,131	563,960
	③本系列（再集計値）	271,855	264,321	280,237	276,950	272,674	437,822	373,274	275,364	268,931	269,385	280,345	557,195
500人～	①共通事業所（29年－30年）	377,543	361,703	375,601	376,668	398,779	730,904	565,706	364,253	365,496	369,853	408,473	910,998
	②共通事業所（28年－29年）	375,227	362,723	378,358	377,917	393,299	734,113	562,509	362,659	365,066	372,135	406,353	917,479
	③本系列（再集計値）	375,375	362,169	377,705	377,271	391,452	728,782	560,110	362,511	365,013	369,834	404,110	908,834
100～499人	①共通事業所（29年－30年）	312,255	297,532	320,022	314,351	304,397	551,539	432,118	306,186	307,892	306,140	322,447	688,502
	②共通事業所（28年－29年）	312,666	297,829	324,225	316,767	305,121	548,411	431,321	305,408	305,701	307,556	320,340	682,275
	③本系列（再集計値）	306,620	294,703	316,009	309,758	299,714	538,638	422,904	301,968	300,347	300,980	314,368	665,052
30～99人	①共通事業所（29年－30年）	267,582	259,827	285,000	277,001	269,050	445,567	360,529	271,655	270,100	268,300	274,505	565,183
	②共通事業所（28年－29年）	266,982	261,236	277,371	278,070	269,089	445,961	360,694	273,140	270,122	268,203	275,957	562,375
	③本系列（再集計値）	264,446	261,118	282,531	275,237	268,259	433,617	364,183	272,028	268,524	266,125	271,232	560,444
5～29人	①共通事業所（29年－30年）	233,296	227,140	239,329	235,613	231,271	309,870	302,020	234,826	224,838	225,293	232,248	401,460
	②共通事業所（28年－29年）	227,029	219,251	230,819	232,020	223,867	299,193	296,559	237,773	223,870	224,472	231,178	406,625
	③本系列（再集計値）	228,758	222,853	233,559	232,861	226,716	306,232	299,400	238,841	226,113	226,776	232,815	402,313

きまって支給する給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	①共通事業所（29年－30年）	261,935	262,192	265,013	268,484	263,500	265,510	264,612	261,708	263,594	263,639	263,689	264,995
	②共通事業所（28年－29年）	258,896	260,474	262,577	266,245	261,628	263,124	263,200	261,208	262,488	263,829	264,007	264,372
	③本系列（再集計値）	259,004	260,435	262,377	265,808	261,197	263,371	263,231	261,109	262,587	262,922	262,997	263,696
500人～	①共通事業所（29年－30年）	355,771	357,191	360,741	362,767	356,316	358,545	358,310	355,594	358,075	359,553	360,099	357,950
	②共通事業所（28年－29年）	356,853	358,393	361,744	364,805	356,271	359,461	356,265	354,752	357,929	362,297	360,662	359,313
	③本系列（再集計値）	356,992	357,996	361,355	363,778	355,057	358,322	356,535	354,374	357,033	359,638	358,499	357,281
100～499人	①共通事業所（29年－30年）	294,675	293,246	296,466	301,023	295,294	297,156	296,689	296,341	297,724	295,993	297,929	298,494
	②共通事業所（28年－29年）	293,198	293,434	297,260	301,264	296,682	296,870	297,074	294,803	296,137	297,092	297,281	297,831
	③本系列（再集計値）	290,187	290,116	292,612	295,391	291,148	293,005	292,325	291,239	292,280	293,024	293,751	293,699
30～99人	①共通事業所（29年－30年）	257,670	257,428	259,998	265,043	258,181	260,894	261,842	259,113	261,914	262,940	262,232	263,159
	②共通事業所（28年－29年）	256,738	259,161	260,314	264,750	258,064	260,536	261,767	260,183	260,314	262,496	261,971	261,770
	③本系列（再集計値）	255,510	257,583	259,386	264,089	257,400	260,188	260,819	258,504	260,289	260,065	259,556	260,746
5～29人	①共通事業所（29年－30年）	221,104	222,049	224,774	227,177	223,463	225,424	223,332	219,179	220,837	220,918	220,288	223,264
	②共通事業所（28年－29年）	214,861	216,695	218,255	221,472	218,354	220,013	220,322	218,278	219,632	220,235	221,242	222,393
	③本系列（再集計値）	217,218	219,211	220,733	223,986	220,772	222,974	223,131	220,721	222,037	221,910	222,327	223,758

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較③（平成29年各月）

所定内給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	① 共通事業所（29年－30年）	241,742	241,701	244,210	247,267	243,821	245,694	245,173	242,410	244,383	243,798	243,055	244,432
	② 共通事業所（28年－29年）	239,416	240,679	242,526	245,464	242,495	243,994	243,866	242,214	243,227	243,905	243,310	243,805
	③ 本系列（再集計値）	239,487	240,686	242,314	245,261	241,987	244,143	243,851	241,923	243,400	242,978	242,423	243,172
	① 共通事業所（29年－30年）	318,903	320,192	323,078	324,934	319,970	321,655	321,710	319,586	322,260	321,872	321,354	319,780
	② 共通事業所（28年－29年）	320,359	321,262	324,079	326,881	320,139	322,939	320,230	319,407	322,662	324,778	322,272	321,414
	③ 本系列（再集計値）	320,486	321,058	323,806	326,034	319,211	322,018	320,629	319,100	321,824	322,576	320,370	319,693
	① 共通事業所（29年－30年）	268,031	266,715	270,325	273,453	270,050	271,940	271,414	271,185	272,692	270,175	270,884	271,416
	② 共通事業所（28年－29年）	266,487	267,038	270,676	273,570	271,061	271,585	271,500	269,743	270,884	270,935	270,343	270,553
	③ 本系列（再集計値）	264,222	264,126	266,866	268,463	266,291	268,199	267,542	266,463	267,660	267,414	267,390	267,058
	① 共通事業所（29年－30年）	239,433	237,810	240,536	245,063	240,292	242,539	244,102	240,929	243,434	244,049	242,380	243,102
	② 共通事業所（28年－29年）	238,408	239,988	240,953	244,476	240,409	242,305	243,867	242,323	242,101	243,787	241,950	241,845
	③ 本系列（再集計値）	237,590	238,886	240,426	244,462	239,443	242,336	242,826	240,474	242,211	241,371	240,209	241,152
5～29人	① 共通事業所（29年－30年）	207,851	208,829	210,722	213,218	210,470	212,449	210,826	206,970	208,834	208,590	207,540	210,608
	② 共通事業所（28年－29年）	203,251	204,824	206,111	208,755	206,655	208,474	208,162	206,399	207,384	207,749	208,294	209,697
	③ 本系列（再集計値）	204,940	206,937	207,896	211,044	208,597	210,723	210,487	208,336	209,560	209,015	208,996	210,633

所定外給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	① 共通事業所（29年－30年）	20,193	20,491	20,803	21,217	19,679	19,816	19,439	19,298	19,211	19,841	20,634	20,563
	② 共通事業所（28年－29年）	19,480	19,795	20,051	20,781	19,133	19,130	19,334	18,994	19,261	19,924	20,697	20,567
	③ 本系列（再集計値）	19,517	19,749	20,063	20,547	19,210	19,228	19,380	19,186	19,187	19,944	20,574	20,524
	① 共通事業所（29年－30年）	36,868	36,999	37,663	37,833	36,346	36,890	36,600	36,008	35,815	37,681	38,745	38,170
	② 共通事業所（28年－29年）	36,494	37,131	37,665	37,924	36,132	36,522	36,035	35,345	35,267	37,519	38,390	37,899
	③ 本系列（再集計値）	36,506	36,938	37,549	37,744	35,846	36,304	35,906	35,274	35,209	37,062	38,129	37,588
	① 共通事業所（29年－30年）	26,644	26,531	26,141	27,570	25,244	25,216	25,275	25,156	25,032	25,818	27,045	27,078
	② 共通事業所（28年－29年）	26,711	26,396	26,584	27,694	25,621	25,285	25,574	25,060	25,253	26,157	26,938	27,278
	③ 本系列（再集計値）	25,965	25,990	25,746	26,928	24,857	24,806	24,783	24,776	24,620	25,610	26,361	26,641
	① 共通事業所（29年－30年）	18,237	19,618	19,462	19,980	17,889	18,355	17,740	18,184	18,480	18,891	19,852	20,057
	② 共通事業所（28年－29年）	18,330	19,173	19,361	20,274	17,655	18,231	17,900	17,860	18,213	18,709	20,021	19,925
	③ 本系列（再集計値）	17,920	18,697	18,960	19,627	17,957	17,852	17,993	18,030	18,078	18,694	19,347	19,594
5～29人	① 共通事業所（29年－30年）	13,253	13,220	14,052	13,959	12,993	12,975	12,506	12,209	12,003	12,328	12,748	12,656
	② 共通事業所（28年－29年）	11,610	11,871	12,144	12,717	11,699	11,539	12,160	11,879	12,248	12,486	12,948	12,696
	③ 本系列（再集計値）	12,278	12,274	12,837	12,942	12,175	12,251	12,644	12,385	12,477	12,895	13,331	13,125

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較④（平成29年各月）

特別給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	① 共通事業所（29年－30年）	14,020	4,236	18,882	10,963	13,142	179,589	111,484	12,836	6,677	6,568	19,277	297,677
	② 共通事業所（28年－29年）	14,069	3,063	17,170	12,557	11,373	177,129	110,163	14,675	6,977	6,595	18,124	299,588
	③ 本系列（再集計値）	12,851	3,886	17,860	11,142	11,477	174,451	110,043	14,255	6,344	6,463	17,348	293,499
500人～	① 共通事業所（29年－30年）	21,772	4,512	14,860	13,901	42,463	372,359	207,396	8,659	7,421	10,300	48,374	553,048
	② 共通事業所（28年－29年）	18,374	4,330	16,614	13,112	37,028	374,652	206,244	7,907	7,137	9,838	45,691	558,166
	③ 本系列（再集計値）	18,383	4,173	16,350	13,493	36,395	370,460	203,575	8,137	7,980	10,196	45,611	551,553
100～499人	① 共通事業所（29年－30年）	17,580	4,286	23,556	13,328	9,103	254,383	135,429	9,845	10,168	10,147	24,518	390,008
	② 共通事業所（28年－29年）	19,468	4,395	26,965	15,503	8,439	251,541	134,247	10,605	9,564	10,464	23,059	384,444
	③ 本系列（再集計値）	16,433	4,587	23,397	14,367	8,566	245,633	130,579	10,729	8,067	7,956	20,617	371,353
30～99人	① 共通事業所（29年－30年）	9,912	2,399	25,002	11,958	10,869	184,673	98,687	12,542	8,186	5,360	12,273	302,024
	② 共通事業所（28年－29年）	10,244	2,075	17,057	13,320	11,025	185,425	98,927	12,957	9,808	5,707	13,986	300,605
	③ 本系列（再集計値）	8,936	3,535	23,145	11,148	10,859	173,429	103,364	13,524	8,235	6,060	11,676	299,698
5～29人	① 共通事業所（29年－30年）	12,192	5,091	14,555	8,436	7,808	84,446	78,688	15,647	4,001	4,375	11,960	178,196
	② 共通事業所（28年－29年）	12,168	2,556	12,564	10,548	5,513	79,180	76,237	19,495	4,238	4,237	9,936	184,232
	③ 本系列（再集計値）	11,540	3,642	12,826	8,875	5,944	83,258	76,269	18,120	4,076	4,866	10,488	178,555

総実労働時間		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	① 共通事業所（29年－30年）	135.0	142.9	146.0	149.5	140.8	150.3	146.1	139.2	143.8	144.8	145.9	144.6
	② 共通事業所（28年－29年）	133.3	141.7	144.5	147.6	139.5	148.7	145.6	139.0	143.4	144.2	145.4	144.0
	③ 本系列（再集計値）	133.8	142.0	144.7	148.0	139.6	149.0	145.8	139.3	143.8	144.4	145.6	144.1
500人～	① 共通事業所（29年－30年）	143.2	148.7	156.8	156.8	149.0	158.0	155.6	149.9	149.8	154.8	156.1	152.7
	② 共通事業所（28年－29年）	142.2	148.4	156.0	156.0	147.6	157.5	154.1	148.8	149.0	154.6	155.5	151.9
	③ 本系列（再集計値）	142.3	148.2	156.2	156.0	147.7	157.3	154.3	148.7	148.9	153.8	154.9	151.3
100～499人	① 共通事業所（29年－30年）	141.6	146.9	151.1	154.6	146.6	154.9	151.2	146.1	148.4	150.2	151.7	150.4
	② 共通事業所（28年－29年）	141.8	147.4	152.0	154.5	146.6	154.7	151.9	146.5	149.1	150.6	151.9	150.6
	③ 本系列（再集計値）	141.3	146.8	150.6	153.3	145.6	153.9	150.8	145.9	148.3	150.1	151.5	149.8
30～99人	① 共通事業所（29年－30年）	136.3	145.5	147.5	151.4	142.3	153.5	148.9	140.4	147.8	148.3	149.1	147.5
	② 共通事業所（28年－29年）	135.7	144.9	147.2	150.6	142.0	152.8	148.3	140.0	146.9	147.1	148.2	145.8
	③ 本系列（再集計値）	135.8	145.2	147.1	151.0	142.1	152.4	147.9	140.9	147.3	146.9	147.9	146.4
5～29人	① 共通事業所（29年－30年）	128.7	138.0	139.6	143.9	134.7	144.3	139.5	132.3	138.0	137.6	138.5	137.9
	② 共通事業所（28年－29年）	125.2	135.2	136.1	140.3	132.4	141.1	138.8	131.9	137.4	136.7	138.0	137.6
	③ 本系列（再集計値）	126.6	136.3	137.1	141.3	133.2	142.5	139.8	132.6	138.3	137.7	138.8	138.2

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較⑤（平成29年各月）

所定内労働時間		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	① 共通事業所（29年－30年）	124.1	131.7	134.3	137.8	130.0	139.4	135.4	129.1	133.1	133.8	134.6	133.3
	② 共通事業所（28年－29年）	122.9	131.0	133.3	136.4	129.1	138.2	135.0	128.9	132.8	133.4	134.2	132.9
	③ 本系列（再集計値）	123.2	131.1	133.3	136.6	129.0	138.3	135.0	129.0	132.9	133.4	134.2	132.7
500人～	① 共通事業所（29年－30年）	129.2	134.6	141.9	142.1	135.0	143.9	141.4	136.3	135.8	140.2	141.2	137.8
	② 共通事業所（28年－29年）	128.1	134.0	141.1	141.3	133.8	143.3	140.0	135.2	135.0	139.9	140.5	137.1
	③ 本系列（再集計値）	128.1	133.9	141.2	141.2	133.8	143.1	140.1	135.1	134.9	139.2	140.0	136.5
100～499人	① 共通事業所（29年－30年）	129.0	134.3	138.0	141.3	134.3	142.7	138.9	134.1	136.0	137.5	138.4	136.9
	② 共通事業所（28年－29年）	128.8	134.8	138.7	141.0	134.2	142.4	139.3	134.2	136.5	137.8	138.5	137.0
	③ 本系列（再集計値）	128.6	134.2	137.5	140.1	133.4	141.8	138.5	133.9	136.0	137.4	138.4	136.5
30～99人	① 共通事業所（29年－30年）	125.0	133.4	135.2	139.3	131.1	142.1	137.5	129.7	136.2	136.3	136.8	135.4
	② 共通事業所（28年－29年）	124.8	133.2	135.2	138.7	131.0	141.4	137.1	129.6	135.6	135.5	136.2	134.1
	③ 本系列（再集計値）	124.7	133.3	135.0	138.7	130.7	141.0	136.5	129.9	135.6	135.0	135.7	134.2
5～29人	① 共通事業所（29年－30年）	119.8	128.7	129.8	134.1	125.8	135.1	130.9	124.4	129.4	129.0	129.7	129.1
	② 共通事業所（28年－29年）	117.5	127.0	127.5	131.6	124.3	133.0	130.5	124.1	129.0	128.3	129.4	129.0
	③ 本系列（再集計値）	118.4	127.7	128.1	132.3	124.7	133.9	131.0	124.4	129.5	128.9	129.7	129.1

所定外労働時間		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	① 共通事業所（29年－30年）	10.9	11.2	11.7	11.7	10.8	10.9	10.7	10.1	10.7	11.0	11.3	11.3
	② 共通事業所（28年－29年）	10.4	10.7	11.2	11.2	10.4	10.5	10.6	10.1	10.6	10.8	11.2	11.1
	③ 本系列（再集計値）	10.6	10.9	11.4	11.4	10.6	10.7	10.8	10.3	10.9	11.0	11.4	11.4
500人～	① 共通事業所（29年－30年）	14.0	14.1	14.9	14.7	14.0	14.1	14.2	13.6	14.0	14.6	14.9	14.9
	② 共通事業所（28年－29年）	14.1	14.4	14.9	14.7	13.8	14.2	14.1	13.6	14.0	14.7	15.0	14.8
	③ 本系列（再集計値）	14.2	14.3	15.0	14.8	13.9	14.2	14.2	13.6	14.0	14.6	14.9	14.8
100～499人	① 共通事業所（29年－30年）	12.6	12.6	13.1	13.3	12.3	12.2	12.3	12.0	12.4	12.7	13.3	13.5
	② 共通事業所（28年－29年）	13.0	12.6	13.3	13.5	12.4	12.3	12.6	12.3	12.6	12.8	13.4	13.6
	③ 本系列（再集計値）	12.7	12.6	13.1	13.2	12.2	12.1	12.3	12.0	12.3	12.7	13.1	13.3
30～99人	① 共通事業所（29年－30年）	11.3	12.1	12.3	12.1	11.2	11.4	11.4	10.7	11.6	12.0	12.3	12.1
	② 共通事業所（28年－29年）	10.9	11.7	12.0	11.9	11.0	11.4	11.2	10.4	11.3	11.6	12.0	11.7
	③ 本系列（再集計値）	11.1	11.9	12.1	12.3	11.4	11.4	11.4	11.0	11.7	11.9	12.2	12.2
5～29人	① 共通事業所（29年－30年）	8.9	9.3	9.8	9.8	8.9	9.2	8.6	7.9	8.6	8.6	8.8	8.8
	② 共通事業所（28年－29年）	7.7	8.2	8.6	8.7	8.1	8.1	8.3	7.8	8.4	8.4	8.6	8.6
	③ 本系列（再集計値）	8.2	8.6	9.0	9.0	8.5	8.6	8.8	8.2	8.8	8.8	9.1	9.1

共通事業所と未提出事業所との比較①（平成29年各月）

- 平成29年と30年の同じ月について、①「両年とも調査対象であり、調査票の提出があった事業所（共通事業所）」、②「両年とも調査対象だが、平成30年には調査票の提出がなかった事業所（未提出事業所）」の2つについて、平成29年各月時点での賃金、労働時間を比較。
⇒未提出事業所のサンプル数割合は10%程度となっており、「共通事業所の集計値」の賃金額は、未提出事業所の賃金額と比較して相対的に高い傾向。
⇒「サバイバル・バイアス」がプラスになっている可能性。

サンプル数		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	9,927	9,691	9,773	9,839	9,813	9,931	9,812	9,833	9,908	9,825	9,712	9,863
	②未提出事業所	1,048	1,158	1,066	1,022	1,078	1,074	1,138	1,040	1,075	1,048	1,085	1,045
	本系列（再集計値）	24,200	23,686	23,742	23,813	23,666	23,810	23,999	23,879	24,009	23,784	23,633	23,786
	①共通事業所	2,532	2,377	2,404	2,439	2,475	2,501	2,529	2,517	2,494	2,484	2,465	2,499
500人～	②未提出事業所	342	396	362	343	360	346	341	308	353	343	335	319
	本系列（再集計値）	2,989	2,880	2,873	2,893	2,942	2,958	2,978	2,932	2,951	2,938	2,905	2,923
	①共通事業所	1,241	1,183	1,169	1,182	1,170	1,204	1,215	1,200	1,196	1,178	1,164	1,188
	②未提出事業所	88	106	103	110	114	112	110	104	113	117	132	135
100～499人	本系列（再集計値）	2,501	2,426	2,396	2,435	2,424	2,477	2,477	2,448	2,456	2,434	2,419	2,451
	①共通事業所	1,497	1,444	1,456	1,449	1,441	1,475	1,476	1,469	1,462	1,440	1,411	1,449
	②未提出事業所	126	153	138	136	150	159	160	140	152	144	163	164
	本系列（再集計値）	3,200	2,950	2,963	2,957	2,955	2,993	2,989	2,950	2,974	2,916	2,899	2,947
30～99人	①共通事業所	4,657	4,687	4,744	4,769	4,727	4,751	4,592	4,647	4,756	4,723	4,672	4,727
	②未提出事業所	492	503	463	433	454	457	527	488	457	444	455	427
	本系列（再集計値）	15,510	15,430	15,510	15,528	15,345	15,382	15,555	15,549	15,628	15,496	15,410	15,465

共通事業所と未提出事業所との比較②（平成29年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	276,964	266,618	284,826	280,402	276,408	445,035	377,481	274,845	270,527	270,722	283,606	564,661
	②未提出事業所	252,686	264,327	273,017	255,756	268,029	407,362	358,069	272,343	254,847	258,381	278,677	500,306
	②／①	0.91	0.99	0.96	0.91	0.97	0.92	0.95	0.99	0.94	0.95	0.98	0.89
500人～	①共通事業所	387,341	367,290	384,021	385,320	403,081	740,098	573,186	368,799	370,194	375,993	413,106	917,803
	②未提出事業所	345,771	352,559	364,479	355,756	347,657	710,253	514,972	353,488	355,585	353,442	372,459	865,598
	②／①	0.89	0.96	0.95	0.92	0.86	0.96	0.90	0.96	0.96	0.94	0.90	0.94
100～499人	①共通事業所	313,329	298,329	322,551	315,173	304,118	545,248	431,997	306,499	307,591	305,854	321,706	688,254
	②未提出事業所	295,827	296,191	348,099	293,690	298,559	560,040	388,882	301,779	278,579	303,497	311,604	567,899
	②／①	0.94	0.99	1.08	0.93	0.98	1.03	0.90	0.98	0.91	0.99	0.97	0.83
30～99人	①共通事業所	265,210	256,967	281,066	274,211	264,345	436,548	356,909	268,348	266,980	265,577	272,395	554,417
	②未提出事業所	241,261	271,003	251,540	242,724	282,827	362,835	380,166	265,383	247,827	240,220	269,560	527,393
	②／①	0.91	1.05	0.89	0.89	1.07	0.83	1.07	0.99	0.93	0.90	0.99	0.95
5～29人	①共通事業所	232,409	225,999	238,144	234,622	230,170	307,564	301,581	233,815	223,495	223,870	231,275	400,871
	②未提出事業所	213,683	220,698	223,553	218,337	223,402	278,970	289,624	238,907	220,673	219,723	241,602	353,688
	②／①	0.92	0.98	0.94	0.93	0.97	0.91	0.96	1.02	0.99	0.98	1.04	0.88

きまって支給する給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	262,102	262,429	265,271	269,077	263,720	265,724	264,949	261,955	263,866	264,087	264,205	265,415
	②未提出事業所	241,093	260,987	254,079	247,289	257,565	254,670	255,517	258,813	248,950	253,022	258,027	254,563
	②／①	0.92	0.99	0.96	0.92	0.98	0.96	0.96	0.99	0.94	0.96	0.98	0.96
500人～	①共通事業所	360,839	362,420	365,612	368,016	361,461	362,474	362,836	359,823	362,227	364,175	364,641	362,736
	②未提出事業所	337,494	350,352	348,511	346,369	338,968	350,006	342,182	343,475	341,267	347,271	343,031	346,203
	②／①	0.94	0.97	0.95	0.94	0.94	0.97	0.94	0.95	0.94	0.95	0.94	0.95
100～499人	①共通事業所	294,784	294,055	297,728	302,101	295,438	296,915	296,945	295,944	297,802	295,985	297,977	298,386
	②未提出事業所	282,638	294,355	297,632	274,300	292,191	285,838	276,645	295,873	274,677	292,214	281,857	271,111
	②／①	0.96	1.00	1.00	0.91	0.99	0.96	0.93	1.00	0.92	0.99	0.95	0.91
30～99人	①共通事業所	255,021	254,670	257,458	262,461	255,092	258,164	258,672	256,155	259,114	260,388	259,448	260,457
	②未提出事業所	229,888	269,513	245,904	238,664	256,261	238,262	258,133	256,069	238,713	234,613	255,656	257,746
	②／①	0.90	1.06	0.96	0.91	1.00	0.92	1.00	1.00	0.92	0.90	0.99	0.99
5～29人	①共通事業所	220,104	220,916	223,397	226,253	222,308	224,358	222,176	218,126	219,524	219,605	219,175	222,071
	②未提出事業所	201,814	215,294	212,141	212,716	219,710	222,845	221,413	218,458	217,832	217,506	224,221	219,945
	②／①	0.92	0.97	0.95	0.94	0.99	0.99	1.00	1.00	0.99	0.99	1.02	0.99

共通事業所と未提出事業所との比較③（平成29年各月）

所定内給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	① 共通事業所	242,064	242,090	244,607	247,929	244,066	245,942	245,495	242,639	244,656	244,187	243,492	244,826
	② 未提出事業所	223,692	241,922	234,784	228,444	238,501	236,294	237,177	239,978	230,987	235,032	237,901	235,663
	②／①	0.92	1.00	0.96	0.92	0.98	0.96	0.97	0.99	0.94	0.96	0.98	0.96
	① 共通事業所	323,402	325,043	327,672	329,660	324,489	325,117	325,859	323,479	326,240	326,229	325,655	324,329
	② 未提出事業所	299,481	312,843	311,764	310,524	303,172	315,768	309,516	309,591	309,331	314,569	308,438	312,717
	②／①	0.93	0.96	0.95	0.94	0.93	0.97	0.95	0.96	0.95	0.96	0.95	0.96
	① 共通事業所	269,157	268,495	272,350	275,298	270,814	272,428	272,245	271,499	273,324	270,725	271,542	272,056
	② 未提出事業所	258,655	268,668	274,117	250,266	264,993	261,399	252,793	266,802	248,843	267,876	256,337	246,218
	②／①	0.96	1.00	1.01	0.91	0.98	0.96	0.93	0.98	0.91	0.99	0.94	0.91
	① 共通事業所	236,923	235,246	238,151	242,630	237,378	239,917	241,020	238,041	240,743	241,489	239,560	240,458
30～99人	② 未提出事業所	216,343	253,132	227,024	219,559	239,049	222,264	240,533	242,453	222,684	219,362	238,711	241,819
	②／①	0.91	1.08	0.95	0.90	1.01	0.93	1.00	1.02	0.92	0.91	1.00	1.01
	① 共通事業所	206,963	207,810	209,484	212,407	209,410	211,500	209,728	205,922	207,598	207,332	206,466	209,454
	② 未提出事業所	190,958	203,056	199,354	200,958	207,993	210,327	208,879	206,028	206,087	205,233	209,081	206,103
5～29人	②／①	0.92	0.98	0.95	0.95	0.99	0.99	1.00	1.00	0.99	0.99	1.01	0.98

所定外給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	① 共通事業所	20,038	20,339	20,664	21,148	19,654	19,782	19,454	19,316	19,210	19,900	20,713	20,589
	② 未提出事業所	17,401	19,065	19,295	18,845	19,064	18,376	18,340	18,835	17,963	17,990	20,126	18,900
	②／①	0.87	0.94	0.93	0.89	0.97	0.93	0.94	0.98	0.94	0.90	0.97	0.92
	① 共通事業所	37,437	37,377	37,940	38,356	36,972	37,357	36,977	36,344	35,987	37,946	38,986	38,407
	② 未提出事業所	38,013	37,509	36,747	35,845	35,796	34,238	32,666	33,884	31,936	32,702	34,593	33,486
	②／①	1.02	1.00	0.97	0.93	0.97	0.92	0.88	0.93	0.89	0.86	0.89	0.87
	① 共通事業所	25,627	25,560	25,378	26,803	24,624	24,487	24,700	24,445	24,478	25,260	26,435	26,330
	② 未提出事業所	23,983	25,687	23,515	24,034	27,198	24,439	23,852	29,071	25,834	24,338	25,520	24,893
	②／①	0.94	1.00	0.93	0.90	1.10	1.00	0.97	1.19	1.06	0.96	0.97	0.95
	① 共通事業所	18,098	19,424	19,307	19,831	17,714	18,247	17,652	18,114	18,371	18,899	19,888	19,999
30～99人	② 未提出事業所	13,545	16,381	18,880	19,105	17,212	15,998	17,600	13,616	16,029	15,251	16,945	15,927
	②／①	0.75	0.84	0.98	0.96	0.97	0.88	1.00	0.75	0.87	0.81	0.85	0.80
5～29人	① 共通事業所	13,141	13,106	13,913	13,846	12,898	12,858	12,448	12,204	11,926	12,273	12,709	12,617
	② 未提出事業所	10,856	12,238	12,787	11,758	11,727	12,518	12,534	12,430	11,745	12,273	15,140	13,842
	②／①	0.83	0.93	0.92	0.85	0.91	0.97	1.01	1.02	0.98	1.00	1.19	1.10

共通事業所と未提出事業所との比較④（平成29年各月）

特別給与		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	14,862	4,189	19,555	11,325	12,688	179,311	112,532	12,890	6,661	6,635	19,401	299,246
	②未提出事業所	11,593	3,340	18,938	8,467	10,464	152,692	102,552	13,530	5,897	5,359	20,650	245,743
	②／①	0.78	0.80	0.97	0.75	0.82	0.85	0.91	1.05	0.89	0.81	1.06	0.82
		26,502	4,870	18,409	17,304	41,620	377,624	210,350	8,976	7,967	11,818	48,465	555,067
500人～	①共通事業所	8,277	2,207	15,968	9,387	8,689	360,247	172,790	10,013	14,318	6,171	29,428	519,395
	②未提出事業所	0.31	0.45	0.87	0.54	0.21	0.95	0.82	1.12	1.80	0.52	0.61	0.94
	②／①	18,545	4,274	24,823	13,072	8,680	248,333	135,052	10,555	9,789	9,869	23,729	389,868
		13,189	1,836	50,467	19,390	6,368	274,202	112,237	5,906	3,902	11,283	29,747	296,788
100～499人	①共通事業所	0.71	0.43	2.03	1.48	0.73	1.10	0.83	0.56	0.40	1.14	1.25	0.76
	②未提出事業所	10,189	2,297	23,608	11,750	9,253	178,384	98,237	12,193	7,866	5,189	12,947	293,960
	②／①	11,373	1,490	5,636	4,060	26,566	124,573	122,033	9,314	9,114	5,607	13,904	269,647
		1.12	0.65	0.24	0.35	2.87	0.70	1.24	0.76	1.16	1.08	1.07	0.92
30～99人	①共通事業所	12,305	5,083	14,747	8,369	7,862	83,206	79,405	15,689	3,971	4,265	12,100	178,800
	②未提出事業所	11,869	5,404	11,412	5,621	3,692	56,125	68,211	20,449	2,841	2,217	17,381	133,743
	②／①	0.96	1.06	0.77	0.67	0.47	0.67	0.86	1.30	0.72	0.52	1.44	0.75

総実労働時間		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	134.9	142.8	145.7	149.5	140.7	150.2	146.2	139.3	143.8	144.8	146.0	144.5
	②未提出事業所	130.4	140.4	141.9	143.6	138.1	146.6	145.8	138.1	143.7	142.5	145.0	141.9
	②／①	0.97	0.98	0.97	0.96	0.98	0.98	1.00	0.99	1.00	0.98	0.99	0.98
		144.0	149.5	157.8	157.8	150.0	158.7	156.4	150.7	150.3	155.4	156.6	153.2
500人～	①共通事業所	140.7	145.4	152.0	149.7	144.2	154.8	150.7	145.6	145.5	150.5	151.8	149.1
	②未提出事業所	0.98	0.97	0.96	0.95	0.96	0.98	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
	②／①	140.0	145.9	150.0	153.7	145.8	154.2	150.5	144.8	147.8	149.7	151.2	149.5
		147.1	143.6	148.1	147.7	143.8	150.6	149.8	141.1	150.0	146.6	151.1	148.5
100～499人	①共通事業所	1.05	0.98	0.99	0.96	0.99	0.98	1.00	0.97	1.01	0.98	1.00	0.99
	②未提出事業所	136.3	145.3	147.2	151.3	142.1	153.3	148.7	140.9	147.5	148.0	149.0	147.4
	②／①	126.4	148.4	146.3	147.9	142.9	146.8	146.3	139.5	146.5	144.2	146.5	140.2
		0.93	1.02	0.99	0.98	1.01	0.96	0.98	0.99	0.99	0.97	0.98	0.95
30～99人	①共通事業所	128.5	137.6	139.1	143.6	134.5	143.8	139.3	132.2	137.6	137.2	138.2	137.6
	②未提出事業所	122.1	133.0	134.4	138.1	131.1	142.4	142.6	133.7	139.1	137.4	139.6	137.8
	②／①	0.95	0.97	0.97	0.96	0.97	0.99	1.02	1.01	1.01	1.00	1.01	1.00

共通事業所と未提出事業所との比較⑤（平成29年各月）

所定内労働時間		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	124.1	131.7	134.2	137.9	130.0	139.4	135.5	129.2	133.1	133.9	134.7	133.3
	②未提出事業所	120.3	129.9	130.5	132.6	127.9	135.6	135.3	128.0	133.2	132.1	133.6	130.1
	②／①	0.97	0.99	0.97	0.96	0.98	0.97	1.00	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98
500人～	①共通事業所	129.7	135.0	142.6	142.7	135.7	144.4	142.0	136.9	136.2	140.7	141.5	138.2
	②未提出事業所	125.3	130.7	137.6	135.9	131.3	141.1	137.7	132.7	132.4	137.3	137.8	135.1
	②／①	0.97	0.97	0.96	0.95	0.97	0.98	0.97	0.97	0.97	0.98	0.97	0.98
100～499人	①共通事業所	127.9	133.8	137.3	140.8	133.7	142.3	138.4	133.0	135.6	137.2	138.1	136.3
	②未提出事業所	131.3	131.0	135.3	134.1	131.1	137.2	135.8	127.1	135.7	135.0	137.1	133.0
	②／①	1.03	0.98	0.99	0.95	0.98	0.96	0.98	0.96	1.00	0.98	0.99	0.98
30～99人	①共通事業所	125.2	133.4	135.1	139.4	131.2	142.1	137.6	130.3	136.2	136.3	136.9	135.6
	②未提出事業所	118.0	137.8	135.0	137.5	132.9	137.1	135.6	130.3	136.0	134.0	136.3	128.3
	②／①	0.94	1.03	1.00	0.99	1.01	0.96	0.99	1.00	1.00	0.98	1.00	0.95
5～29人	①共通事業所	119.8	128.5	129.5	134.0	125.7	134.8	130.8	124.3	129.2	128.7	129.5	128.9
	②未提出事業所	115.0	124.7	124.5	128.6	122.6	132.6	134.3	125.8	131.0	128.3	129.5	128.3
	②／①	0.96	0.97	0.96	0.96	0.98	0.98	1.03	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00

所定外労働時間		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	10.8	11.1	11.5	11.6	10.7	10.8	10.7	10.1	10.7	10.9	11.3	133.3
	②未提出事業所	10.1	10.5	11.4	11.0	10.2	11.0	10.5	10.1	10.5	10.4	11.4	130.1
	②／①	0.97	0.99	0.97	0.96	0.98	0.97	1.00	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98
500人～	①共通事業所	14.3	14.5	15.2	15.1	14.3	14.3	14.4	13.8	14.1	14.7	15.1	138.2
	②未提出事業所	15.4	14.7	14.4	13.8	12.9	13.7	13.0	12.9	13.1	13.2	14.0	135.1
	②／①	1.08	1.01	0.95	0.91	0.90	0.96	0.90	0.93	0.93	0.90	0.93	0.98
100～499人	①共通事業所	12.1	12.1	12.7	12.9	12.1	11.9	12.1	11.8	12.2	12.5	13.1	136.3
	②未提出事業所	15.8	12.6	12.8	13.6	12.7	13.4	14.0	14.0	14.3	11.6	14.0	133.0
	②／①	1.03	0.98	0.99	0.95	0.98	0.96	0.98	0.96	1.00	0.98	0.99	0.98
30～99人	①共通事業所	11.1	11.9	12.1	11.9	10.9	11.2	11.1	10.6	11.3	11.7	12.1	135.6
	②未提出事業所	8.4	10.6	11.3	10.4	10.0	9.7	10.7	9.2	10.5	10.2	10.2	128.3
	②／①	0.94	1.03	1.00	0.99	1.01	0.96	0.99	1.00	1.00	0.98	1.00	0.95
5～29人	①共通事業所	8.7	9.1	9.6	9.6	8.8	9.0	8.5	7.9	8.4	8.5	8.7	128.9
	②未提出事業所	7.1	8.3	9.9	9.5	8.5	9.8	8.3	7.9	8.1	9.1	10.1	128.3
	②／①	0.94	1.03	1.00	0.99	1.01	0.96	0.99	1.00	1.00	0.98	1.00	0.95

共通事業所が翌月も共通事業所となる割合（平成29年各月）

- 共通事業所は、当月と翌年同月の両方に回答した事業所という基本的性格から、同じ年であっても、月々で比較する事業所群は異なる。
⇒ 共通事業所が翌月も共通事業所である割合は、本系列で当月回答した事業所が翌月も回答する割合と比較して、やや低くなっている。
⇒ 半年ごとの5～29人規模事業所のサンプル入替時に、それぞれ割合は低下するが、共通事業所への影響の方が大きくなっている。

(共通事業所)	共通事業所数	うち、翌月も共通事業所である事業所数	(単位 %)	(本系列)	本系列事業所数	うち、翌月も回答した事業所数	(単位 %)
平成29年1月	9,927	9,213	92.8	平成29年1月	24,200	22,869	94.5
2月	9,691	9,158	94.5	2月	23,686	22,792	96.2
3月	9,773	9,293	95.1	3月	23,742	22,922	96.5
4月	9,839	9,321	94.7	4月	23,813	22,924	96.3
5月	9,813	9,353	95.3	5月	23,666	22,881	96.7
6月	9,931	4,978	50.1	6月	23,810	18,248	76.6
7月	9,812	9,328	95.1	7月	23,999	23,112	96.3
8月	9,833	9,426	95.9	8月	23,879	23,170	97.0
9月	9,908	9,427	95.1	9月	24,009	23,162	96.5
10月	9,825	9,274	94.4	10月	23,784	22,903	96.3
11月	9,712	9,296	95.7	11月	23,633	22,945	97.1

規模別・産業別「本系列」「共通事業所の集計値」「共通事業所の集計値」の回答事業所数（平成30年1月）

- 「共通事業所の集計値」は概ね1万サンプル程度。事業所規模別には、全数調査である500人以上規模事業所の割合が高くなる一方、6カ月で1/3ずつサンプルを入れ替える5～29人事業所の割合が相対的に低くなっている。

	本系列					共通事業所の集計値				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上
鉱業、採石業	1	12	22	14	49	0	10	10	5	25
建設業	40	61	54	1,110	1,265	33	23	24	357	437
製造業	1,184	833	958	2,941	5,916	1,071	388	428	900	2,787
電気・ガス業	23	20	46	110	199	21	8	19	47	95
情報通信業	117	94	60	363	634	88	45	30	105	268
運輸業、郵便業	136	207	148	503	994	115	95	62	160	432
卸売業、小売業	174	424	477	3,261	4,336	124	192	207	901	1,424
金融業、保険業	77	72	153	605	907	67	34	73	206	380
不動産・物品貸借業	23	92	146	472	733	14	42	62	144	262
学術研究等	94	98	122	552	866	84	36	47	163	330
飲食サービス業等	35	104	475	1,085	1,699	26	46	216	292	580
生活関連サービス業等	12	98	151	538	799	7	47	67	162	283
教育・学習支援業	176	138	94	629	1,037	146	65	45	181	437
医療、福祉	688	180	162	1,888	2,918	540	67	64	562	1,233
複合サービス事業	4	51	90	370	515	1	24	27	146	198
その他のサービス業	277	290	282	1,007	1,856	195	119	116	326	756
産業計	3,061	2,774	3,440	15,448	24,723	2,532	1,241	1,497	4,657	9,927

「共通事業所の集計値」の事業所数が「本系列」の事業所数に占める割合（平成30年1月）

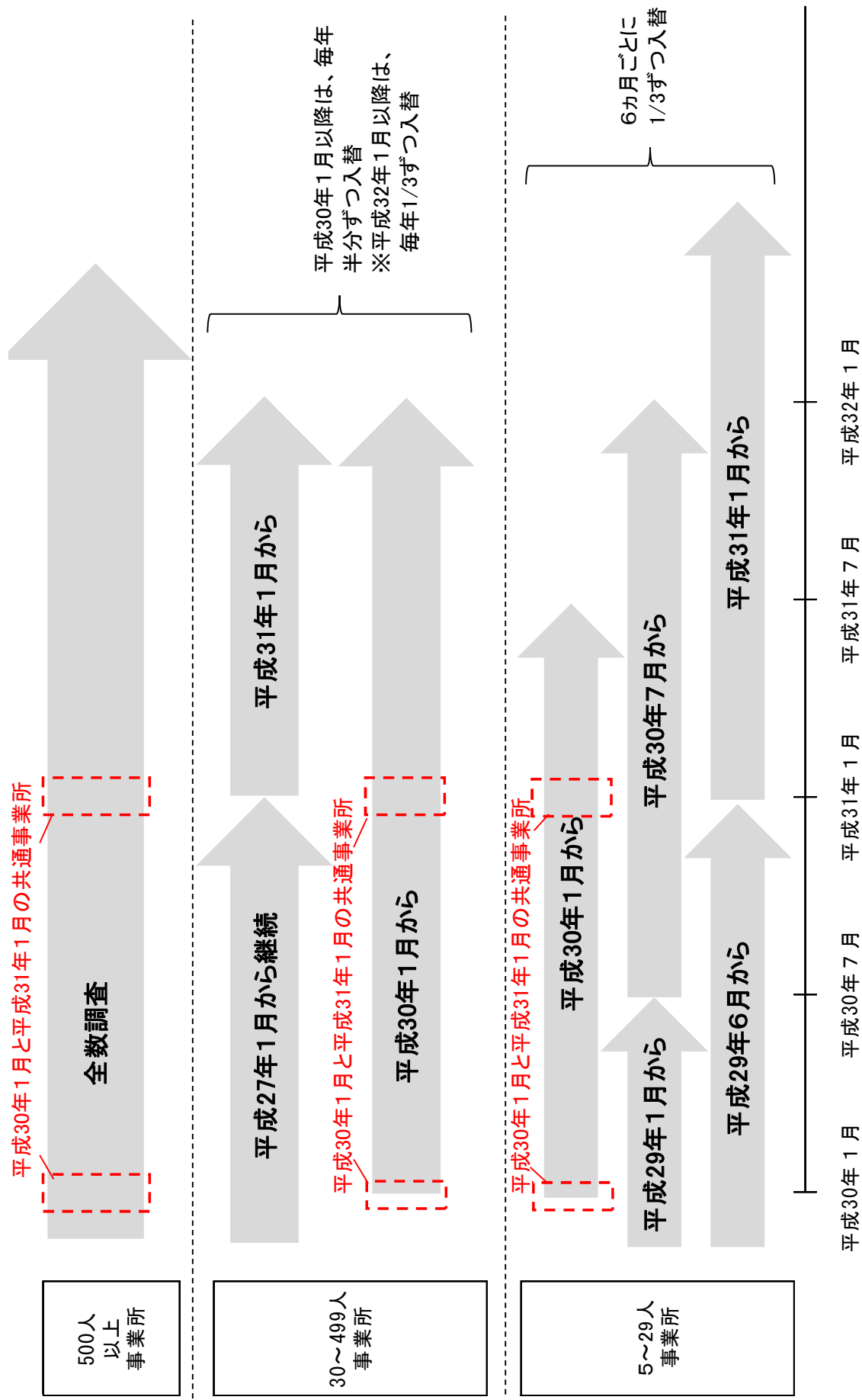
- 「共通事業所の集計値」の調査対象事業所は、全て「本系列」の事業所数に包含されており、
「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、500人以上
事業所では80%程度、5～29人事業所では30%程度となっている。

(%)

	「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上
鉱業、採石業	0.0	83.3	45.5	35.7	51.0
建設業	82.5	37.7	44.4	32.2	34.5
製造業	90.5	46.6	44.7	30.6	47.1
電気・ガス業	91.3	40.0	41.3	42.7	47.7
情報通信業	75.2	47.9	50.0	28.9	42.3
運輸業、郵便業	84.6	45.9	41.9	31.8	43.5
卸売業、小売業	71.3	45.3	43.4	27.6	32.8
金融業、保険業	87.0	47.2	47.7	34.0	41.9
不動産・物品貸借業	60.9	45.7	42.5	30.5	35.7
学術研究等	89.4	36.7	38.5	29.5	38.1
飲食サービス業等	74.3	44.2	45.5	26.9	34.1
生活関連サービス業等	58.3	48.0	44.4	30.1	35.4
教育・学習支援業	83.0	47.1	47.9	28.8	42.1
医療、福祉	78.5	37.2	39.5	29.8	42.3
複合サービス事業	25.0	47.1	30.0	39.5	38.4
その他のサービス業	70.4	41.0	41.1	32.4	40.7
産業計	82.7	44.7	43.5	30.1	40.2

事業所規模別のローテーション・サンプリングの状況について

- ローテーション・サンプリングの特性上、「共通事業所の集計値」のサンプル数は、「本系列」と比して、最大でも、30～499人では半分（平成32年まで）、5～29人事業所では1/3となる。



調査概要

○調査目的

毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

○調査内容・調査対象事業所数

- ・常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス-基礎調査）から抽出した約33,000事業所を調査。

○公表しているもの

- ・**賃金**（現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与）
- ・**労働時間**（総労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間、出勤日数）
- ・**常用労働者数**

（※）現金給与総額、総労働時間、常用労働者数等については、時系列比較に資するよう、2015年=100とした場合の指数も作成・公表している。

○調査の方法

- ・500人以上事業所：全数調査
- ・30～499人事業所：標本調査
（毎年1/3ずつサンプル入替（2020年～））
- （※）平成30～31年までは経過措置として1/2ずつ入替
- ・5～29人事業所：標本調査（半年に1/3ずつサンプル入替）

抽出方法等

(1)抽出方法

・30～499人事業所については、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出。

標本抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行う。

・5～29人事業所については、二段抽出法によって抽出。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区を母集団フレームとし、抽出に当たって、これを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出。

(2)標本設計

標本設計は、**常用労働者一人当たり平均の「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるよう**に行っている。

	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類	2 %	2 %	2 %
中分類	3 %	3 %	3 %

(3)標本の追加指定

30～499人事業所については、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月、最新の年次フレームの事業所から抽出し、追加指定を行う。21

集計・推計方法

①産業、規模別各種平均値の推計方法

一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

$$\tilde{a}_i^j = \frac{\sum_l d_{il}^j \cdot a_i^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{oi}^j + e_{1i}^j}{2}}$$

$\tilde{a}_i^j$: 産業i、規模jの産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の合計

a_i^j : 産業i、規模jの調査事業所現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数の合計

e_{oi}^j, e_{1i}^j : 産業i、規模jの調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査票）の合計

d_{il}^j : 産業i、規模j、都道府県lの調査事業所の抽出率逆数

②産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支払額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様に計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

$$\tilde{A} = \frac{\sum_{ij} r_i^j \cdot \sum_l d_{il}^j \cdot a_i^j}{\sum_{ij} r_i^j \cdot \left\{ \sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{oi}^j + e_{1i}^j}{2} \right\}}$$

$\tilde{A}$: 産業計、規模計の一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数

r_i^j : 産業i、規模jの推計比率

(※) 推計比率とは、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことをさし、次式で求める。）

$$r_i^j = \frac{E_i^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot e_{oi}^j}$$

E_i^j : 産業i、規模jの前月末母集団労働者数（前月の労働者数を元に、事業所の改廃等について雇用保険データ等を用いて補正した数値。）

（参考3）「共通事業所の集計値」作成・公表の経緯について

- 「共通事業所の集計値」の作成・公表は、平成30年1月より、ローテーション・サンプリングを導入したことに伴い、可能となったもの。
- ローテーション・サンプリングの導入については、統計委員会等における議論等を踏まえ、決定されたものであるが、「共通事業所の集計値」に関しては、以下のような経緯を経て、作成・公表することとなった。

- ・ **平成28年3月24日 第4回経済財政諮問会議**
(西村統計委員会委員長発言(抜粋))

また、景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金が上がったのか、自分の企業の投資が増加したのかである。つまり同じ事業所の平均賃金の変化、同じ企業の投資の変化になる。これに対応しているのは、サンプルを継続して調べている継続サンプルによる指標であるので、景気を表わす統計としては、統一的に参考の指標として提示するということをしていきたい。

- (西村統計委員会委員長提出資料(抜粋))
経済財政諮問会議からの課題への対応(2)

- 1 調査対象全てを、一度に入れ替えるのではなく、調査対象者を分けて、時期をずらして頻繁に入れ替える方式を導入する
- 2 調査対象を入れ替える時に断層が生じにくい、継続して調査する対象から作成した系列の参考提供など、景気判断によりふさわしい指標の充実を図る

- ・ **平成30年3月6日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」閣議決定**

毎月勤労統計について、平成34年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を30年度(2018年度)以降も継続して公表する。

- ・ **平成30年4月6日 毎月勤労統計調査「平成30年1月分結果確報」公表**

参考資料として、「共通事業所による前年同月比」を掲載開始

- ・ **平成30年9月28日 第126回統計委員会**

統計委員会から、「統計委員会としては、労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化は共通事業所を重視していく」との資料が提示。

- ・ **平成30年9月28日 厚生労働省HPに解説資料を掲載**

厚生労働省HPにおいて、「毎月勤労統計：賃金データの見方」の解説資料を掲載し、その中で、

- ・ 労働者数全体の賃金水準は「本系列」(新指標)を重視していく
- ・ 景気指標としての賃金変化率は、「継続標本(共通事業所)による前年同月比を重視していくとの考え方を掲載。

【明石弁護士からのヒアリング】（提出資料は、資料1）

- 2018年1月以降の賃金は、①サンプル入替②ベンチマーク更新③復元処理のために大きくかさ上げされて、異常に伸びる結果になっている。
- 公表値の名目賃金は、2013年～2017年までの5年間で1.4%しか伸びていないのに、2018年のわずか1年間で1.4%伸びる異常な結果。算出方法の異なるものを比較したためで、統計法違反になるのではないか。
- 2018年の実質賃金はアベノミクス前より3.6ポイント低いですが、これについて新規労働者が増えて平均値が下がったという反論はデマ。実質賃金はマイナスという結果を出したくないものと思われる。
- 共通事業所の実質賃金の伸び率は簡単にみせるので、公表すべきである。
- これによれば、平成30年の実質賃金の伸び率は、プラスがたった2回という悲惨な状況なので、公表したくないだけではないか。
- 共通事業所はサンプル数が少ないとかいうが、名目の伸び率を参考にしろと言っている以上、実質も参考にすべきである。
- 公表値の伸び率はかさ上げされたその数字なので、公表をやめるべきである。
- 平成30年に常用労働者数が減少したのは、日雇い外しの影響である。
- しかし、常用雇用指数が下がっていないのは、ギャップ補正で遡って改訂しているからである。
- 賃金は遡らないのに、常用雇用指数は遡るという非常に都合のいい操作を行っている。
- もし、参考値はサンプル数が少ないから正確性に欠けるとか言うのであれば、単純に公表値も遡って改訂すればいい。

【阿部一橋大学教授からのヒアリング】（提出資料は、資料2）

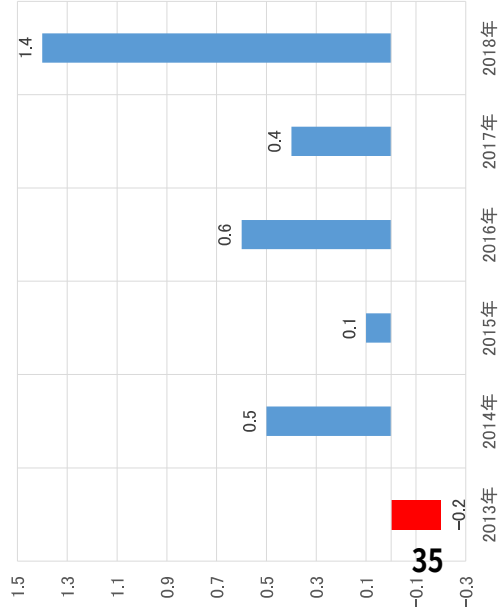
- 実質賃金をつくる際に必要なデフレーターは、企業サイドから見るのは非常に困難で、家計サイドから見るのが現実的。適切な物価指標によりデフレートすることで、実質賃金は厚生指標になる。
- デフレーターとして最良指数を用いる場合、フィッシャー指数が望ましい。ただし、家計調査の品目別データを用い、毎月計算する必要がある。
- 総務省CPI（全国消費者物価指数）はラスパイレス指数が用いられており、これは一般的には生計費指数ではなく、物価に上方バイアスが生じ、実質賃金に下方バイアスがかかる。下方バイアスが通時的に一定であるとは限らず、大きな相対価格の変化の際には無視できないサイズになる可能性がある。
- 帰属家賃は、帰属所得の影響を無視して物価指数に含めると、厚生評価にバイアスがかかってしまう。また、精度の低いデータを含めることで、統計量全体の精度が低下する危険性もある。
- 集計する際には、なるべく個人の属性をコントロールすることが望ましい。研究の蓄積は年齢階層間の物価研究を除くとそれほど多くない。具体的には若年層と高齢者層、および地域別などが考えられる。
- 他統計のデフレーターで用いられる方法と異なるが、実質賃金はSNAに入っていないのだから、他統計とのコンシステンシーに拘らず、適切な方法を検討すれば良いのではないか。
- 物価指数で2人以上の世帯としているが、理想的には個人属性ごとがベスト。それは高齢単身世帯が増えているためでもある。しかし、高齢単身世帯はバラツキも大きいから入れるかは、実際に統計データ作成を行い、異質性がどの程度重要かを検証したうえで判断すべき。

第3回検討会 有識者ヒアリング提出資料

毎月勤労統計の賃金について

平成31年3月5日

弁護士明石順平



2013年～2017年までの5年間で1.4%しか伸びなかった名目賃金が、2018年のわずか1年間で、1.4%伸びるという異常な結果に。なお、実質賃金については前年比0.2%のプラス。

算出方法の異なるものを比較した伸び率は端的に言って「ウソ」の数字である。

統計法60条2号は「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」を6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとしている。公表値は真実に反するのだから、これに該当し、統計法違反になるのではないか。

賃金の新旧差の要因分解				
従来の説明	新旧差			復元分
	ベンチマーク 入替	サンブル 入替	サンプル 入替	
	2,086円 (0.80%)	1,791円 (0.69%)	295円 (0.11%)	—
再集計値	新旧差			復元分
	ベンチマーク 入替	サンブル 入替	サンプル 入替	
	2,086円 (0.80%)	967円 (0.37%)	337円 (0.13%)	782円 (0.30%)

出典：毎月勤労統計調査には、企業集団内でタイトルが重複した資料
※は調査資料をもとに企業別集計値で1/100円表示

平成31年3月4日(月) 労働部等調査委員会 企業別実質賃金調査結果資料

1/45(6/9/1)

2018年1月、毎月勤労統計調査における賃金の算出方法が変更され、賃金が大きくかさ上げされた。
要因は下記の3つ。

- ①サンブル入替
 - ②ベンチマーク更新
 - ③復元処理
- (東京都における500人以上の事業所について3分の1しか抽出していなかったためそれを3倍して復元)

- 例えていうと、
- ①→ちよっと背の高い別人に替える
 - ②→シークレットブーツを履かせる
 - ③→頭にシリコン
- ③はバレたので遡って修正。
しかし、①と②については遡って修正せず、**そのまま**2017年と比較。

そのため、賃金が異常に伸びる結果に。

アベノミクス前との比較がしやすいよう、2012年を100とした賃金と物価の推移をみてみる。

別人の身長を比較するような手段を講じても、2018年に消費者物価指数が1.3ポイント伸びているので、結局実質賃金は0.1ポイントしか伸びていない。

アベノミクス以降、2014年の消費税増税に加え、無理やり円安にして「**円安インフレ**」を起こしたため、物価は急上昇。それが名目賃金の伸びを大きく上回った結果、実質賃金が大きく落ちた。2018年はアベノミクス前より3.6ポイントも低い。

なお、以前は原油価格の下落により、ある程度円安インフレが相殺されていたが、2017年頃から原油価格が上がってきたので物価が再び上昇傾向に。

ところで、「新規労働者が増えて平均値が下がったから実質賃金が下がった」というよくある反論はデマ。平均値の問題なら名目賃金も下がらなければならぬが、名目賃金は下がっていない。

ただ単に、名目賃金の上昇を物価上昇が上回ったから、実質賃金が落ちた。

こんなに悲惨なので、「実質賃金マイナス」という結果を出したくないものと思われる。

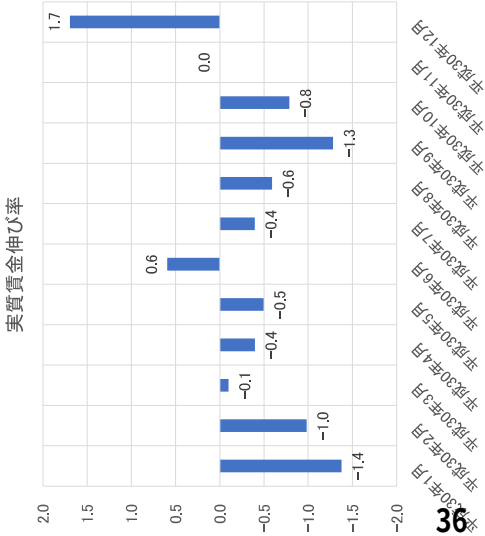
統計委員会は、賃金の伸び率については共通事業所同士を比較した「参考値」を重視せよと言っている。
しかし、厚労省はなぜか参考値の名目賃金伸び率のみ公表し、実質賃金伸び率については頑なに公表しない。
ところが、実質賃金の伸び率は、名目賃金の伸び率と物価の伸び率が分かれば簡単に出来る。

実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数×100である。
ここでの指数とは、ある時点の数値を100とした数。
なので、前年同月からの伸び率に100を足すと「前年同月を100とする」指数になる。

そして、名目賃金指数と消費者物価指数の前年同月からの伸び率は公表されているので、それぞれの「前年同月を100とする指数」を算出できる。
二つの指数がこれで揃うので、前年同月を100とする実質賃金指数も算定可能になる。

このように「前年同月を100とする実質賃金指数」を計算することにより、実質賃金伸び率を算定したのが次頁の表。

年月	名目賃金指数 (前年同月＝100)	÷	消費者物価指数 (前年同月＝100)	×100	=	実質賃金指数 (前年同月＝100)	実質賃金伸び率 (左記指数－100)
平成30年1月	100.3	÷	101.7	×100	=	98.6	-1.4
平成30年2月	100.8	÷	101.8	×100	=	99.0	-1.0
平成30年3月	101.2	÷	101.3	×100	=	99.9	-0.1
平成30年4月	100.4	÷	100.8	×100	=	99.6	-0.4
平成30年5月	100.3	÷	100.8	×100	=	99.5	-0.5
平成30年6月	101.4	÷	100.8	×100	=	100.6	0.6
平成30年7月	100.7	÷	101.1	×100	=	99.6	-0.4
平成30年8月	100.9	÷	101.5	×100	=	99.4	-0.6
平成30年9月	100.1	÷	101.4	×100	=	98.7	-1.3
平成30年10月	100.9	÷	101.7	×100	=	99.2	-0.8
平成30年11月	101	÷	101	×100	=	100.0	0.0
平成30年12月	102	÷	100.3	×100	=	101.7	1.7
						平均	-0.3

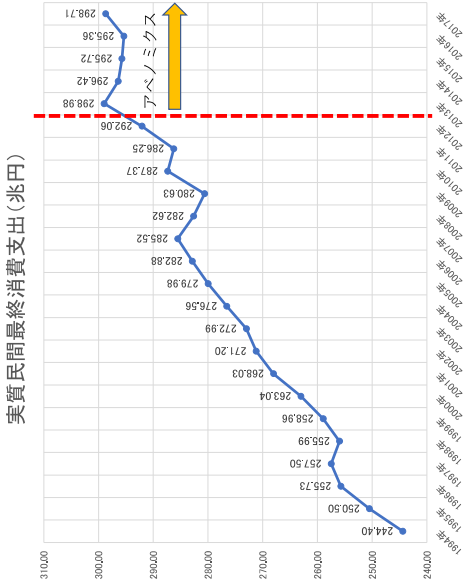


参考値の実質賃金伸び率がプラスになったのは、たったの2回。あとはゼロが1回、マイナスが9回。プラスになったのもボーナス月だから。

このように悲惨な状況なので、公表したくないだけ。

「名目は参考になるが実質は参考にすべきではない」などあり得ない。**参考値の実質賃金伸び率も早急に公表すべき。**

そして、**公表値の伸び率はかさ上げされたウソの数字なのだから、公表を止めるべき。**



実質民間最終消費支出は、2014年～2016年にかけて3年連続減少。これは戦後初。

2017年はプラスに転じたが、4年前の2013年を下回る。

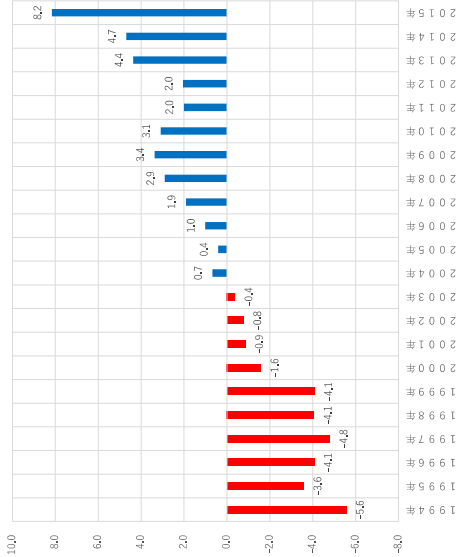
この「4年前を下回る」という現象も戦後初。

実質賃金の大きな下落は、「戦後最悪の消費停滞」を引き起こしている。

これは国民の生活が全然向上していないことを意味する。景気回復の実感が無いのは当たり前。

しかし、GDP改定のどさくさに紛れて行われた異常な数字の調整が無ければ、もっと酷い数字になっていた。

新旧名目民間最終消費支出差額（兆円）



名目民間最終消費支出のGDP改定前後の差額を見ると、アベノミクス以降が突出している。

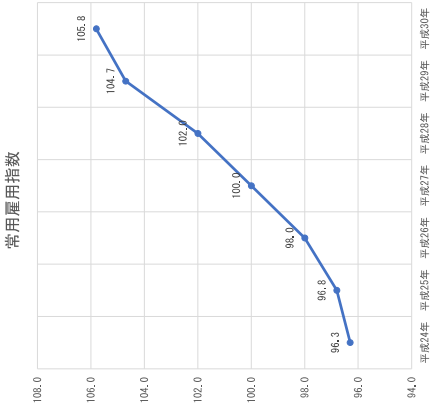
特に2015年が異常。**8.2兆円**ものかさ上げ。

なお、名目民間最終消費支出におけるかさ上げは、**国際的GDP算出基準(2008SNA)とは全く関係ない「その他」という部分でなされている。**

アベノミクス以降は大きくかさ上げしているのに、なぜか90年代は全部マイナス。

この「その他」によるかさ上げ・かさ下げ現象を「**ソノタノミクス**」という。

こんなに数値をかさ上げしても、なお消費の低迷を覆い隠すことができていない。
消費が低迷する大きな要因の一つは**実質賃金**が上がらないから。



平成30年速報だと常用労働者総数は4980万7000人。
平成29年確報だと常用労働者総数は5003万1000人。
実数で見ると、平成30年速報の方が22万4000人少ない。
これは日雇外しの影響。

ところが、なぜか常用雇用指数（平成27年を100として常用労働者を指数化した数値）は、平成30年速報の方が1.1ポイントも高い。

この点について、厚労省のウェブサイトには下記の説明がある。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/sisuu/sisuu.html>

平成30年1月分調査の補正においては、ベンチマークを「平成21年経済センサス-基礎調査」（平成21年7月1日現在）から「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成26年7月1日現在）に変更したことから、平成21年7月分以降についてギャップ修正を行った。

要するに、実数を単に指数化してしまうと平成30年が下がってしまうため、常用雇用指数については選んで改定したということ。**賃金は逆らず、常用雇用指数は逆るという都合の良い操作を行っている。**

賃金実質化における デフレーターについて

2019年3月

一橋大学経済研究所 阿部修人

実質化の意味

- 経済学の入門書では、かならず、名目と実質の説明がなされ、「物価」を調整することの重要性が強調されている。
- しかし、そもそも、実質化とは、経済理論上何を意味するのか？
- 通常の消費者・生産者理論では、需要関数は相対価格ベクトルの関数であり、実質消費や実質賃金という概念はほとんど出てこない。
- 実質賃金とは商品が一つしか存在しないような、非常に特殊な状況を考察するマクロ経済学固有の概念なのだろうか？
- それとも、多様な商品が存在する、より一般的なミクロ経済学的状況でも意味のある概念なのだろうか？もしもそうなら、理論的な意味のある実質化とはいったいどのようなもので、実際に計算するにはどうあるべきなのだろうか？

1

2

本日の内容

- 実質賃金の理論フレームワーク
 - 適切な物価指数は何か？指数の理論
 - 1) 公理・デスタアアプローチ
 - 2) 経済学的アプローチ
 - 3) Diewertによる最良指数
 - 賃金の実質化におけるデフレーターをめぐる論点
 - 1) 指数算式
 - 2) 商品範囲
 - 3) 集計方法
- まとめ
参考資料

3

実質賃金の理論フレームワーク

- i : 財のindex, j : 個人のindex, t : 時間
- q_{it}^j : 消費数量, p_{it} : 商品価格, w_t^j : 名目賃金, E_t^j : 支出総額, L_t^j : 労働時間
- 税・補助金・貯蓄なし、所得はすべて労働収入と仮定
- 予算制約:

$$E_t^j = \sum_{i=1}^N p_{it} q_{it}^j = w_t^j L_t^j$$

$$\sum_{i=1}^N p_{it} q_{it}^j = P_t Q_t^j, \quad Q_t^j = \frac{w_t^j}{P_t} \times L_t^j$$

- このような実数値、 $P_t, Q_t^j \in R$, としてどのようなものが考えられるか？

4

実質賃金の理論フレームワーク

P_t, Q_t^j の1例

$$Q_t^j = u(\{q_{it}^j\}_{i=1}^N) = \left(\sum_{i=1}^N a_{it}^j q_{it}^j \right)^{\frac{\sigma-1}{\sigma}}$$

$$P_t = \frac{\sum_{i=1}^N p_{it} q_{it}^j}{Q_t^j} = \left(\sum_{i=1}^N (a_{it}^j)^\sigma (p_{it})^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{1-\sigma}}$$

Q_t^j は数量指数だが、効用関数でもある。すなわち、この数量指数の場合、物価指数 P_t で名目支出総額を割った実質消費は効用水準に一致する。この例は現在のマクロ経済分析で頻繁に用いられている。

5

実質賃金の理論フレームワーク

$$P I_t \times Q I_t^j = \frac{w_t^j}{w_{t-1}^j} \times \frac{I_t^j}{I_{t-1}^j} = W I_t^j \times L I_t^j$$

$$Q I_t^j = \frac{W I_t^j}{P I_t} \times L I_t^j$$

この場合、名目賃金比を物価指数で割ったものが実質賃金(比)となる。これは、労働時間比と数量指数に一致し、効用水準比、すなわち2時点間の厚生比となる。

実質賃金(実質所得比)は、厚生比に他ならず、実質賃金が1を超えれば経済厚生は改善していることになる。
 (ただし、労働時間の変化による厚生の変化は無視していることに注意!)

7

実質賃金の理論フレームワーク

$E_t^j = P_t Q_t^j$ という支出水準の価格と数量への分割は、ごく特殊な関数形でのみ成立し、一般には成立しないことが知られており、指数理論では原則用いられない。

通常は、時間変化を用いて指数を定義する。

$$\frac{E_t^j}{E_{t-1}^j} = \frac{\sum_{i=1}^N p_{it} q_{it}^j}{\sum_{i=1}^N p_{it-1} q_{it-1}^j}; \quad \text{Value Index}$$

このValue Index(支出総額比)を価格変化と数量変化に分解 $P I_t, Q I_t^j \in R$

$$\begin{aligned} \text{Value Index} &= \text{Price Index} \times \text{Quantity Index} \\ &= P I_t \times Q I_t^j \end{aligned}$$

6

適切な物価指数は何か? 指数の理論

8

指数の理論

- 公理・テストアプローチ(あるべき姿の提示)
- 経済学的アプローチ (あるべき姿・現実の指数がどう変動しているのかを解明、予測も視野)
- 確率・統計学的アプローチ (理論というよりも実務的)

の3種類の理論が存在

指数の理論を構築していたのが、経済学者、数学者、統計学者、実務家達と多様。

9

10

公理・テストアプローチ

- 理想的な物価指数が満たすべき性質を並べて、それらをみたす指数を探す。
- もしも「望ましい」性質をすべてみてみたら指数が存在しない場合は、なるべく多くの性質をみたす指数が良い指数となる。
- 物価指数の単調性、計測単位からの独立性、一次同次性などが基本公理となる。
- しかし、いくつかの重要な公理が問題含みとなる。

問題含みの公理1

- 推移性(循環性)

時間が0,1,2のように3時点あるとする。0→1期の物価変化と1→2期の物価変化の連鎖により0→2期の物価変化を得ることができる。

$$PI(p_0, q_0, p_1, q_1) PI(p_1, q_1, p_2, q_2) = PI(p_0, q_0, p_2, q_2)$$

ある物価指数が推移性を満たす場合、1990年から2000年までの物価指数と2000年から2010年までの物価指数を乗じると、1990年から2010年までの物価指数を得ることができる。残念ながら、現在知られているほとんどの物価指数は推移性をみたさない!

11

問題含みの公理2

- 要素反転性 (Factor Reversal)

物価指数の価格と数量を入れ替えた指数は数量指数と解釈可能であり、価格指数と数量指数の積は支出比 (value index) と一致する。すなわち、

$$PI(q_0, p_0, q_1, p_1) PI(p_0, q_0, p_1, q_1) = \frac{p'_1 q_1}{p'_0 q_0}$$

12

推移性と要素反転性について

- 推移性が満たされな指数は、時系列データとして試みる時に非常に大きな問題になる
- 要素反転性がないと、数量指数として物価指数と異なる指数算式が必要となり、選好がホモセティックでない限り、数量指数の解釈、すなわち実質賃金の解釈が非常に困難になる。
- ほとんどの物価指数は推移性を満たさない。推移性を満たすように連鎖指数(基準時を常に更新していく)と、指数の多くの性質をみたさなくなり、かつ、連鎖ドリフトが発生する恐れがある(指数理論研究のフロンティア)。
- 要素反転性を満たすものとして、フィッシャー指数とSato-Vartia指数が知られているが、ほかの多くの指数は満たさない。

13

経済学的アプローチ

- 経済理論を用い、効用水準を一定とした場合の支出関数の比を生計費指数と定義し、それを物価指数とする。

$$\begin{aligned} E(u^t, P^t) &= \min_{\{q_i\}} \left\{ \sum_{i=1}^n p_i^t q_i^t : u(q^t) \geq u^t \right\} \\ &= \sum_{i=1}^n p_i^t q_i^t \\ P I_k(P^0, P^t, q^0) &= \frac{E(u(q^0), P^t)}{E(u(q^0), P^0)} \\ &= \frac{E(u^0, P^t)}{\sum_{i=1}^n p_0^i q_0^i} \end{aligned}$$

14

生計費指数を計算する際の問題点・批判

- 効用関数や費用・支出関数を特定化する必要がある
- しかし、消費者の好みを正確に知ることとはとても困難
- 効用に影響を与えるのは商品のみでなく、気候や治安も重要な要素。
- 数量と価格の間に、経済理論が想定するような関係が本来にあるのかどうかを検証せねばならない。
- 選好は個人間でも異なる可能性がある。
- 厳密な生計費指数の計測は事実上不可能。

41

Diewertの最良指数(公理的アプローチと経済学的アプローチの統合の試み)

15

16

最良指数(superlative index)

- 公理的アプローチで代表的なフィッシャーの理想指数とトルンクビーストを計算すると、多くの場合はほぼ一致する。提算式は全然違うが、よほど極端な状況を考えない限り、両者の違いを見出すのは難しい。
- 背後に、何か根拠(理論)があるのではないか？
- 1976年に、Erwin Diewertが最良指数を提唱
二つのミッシェン：
(1) なぜフィッシャー指数とトルンクビースト指数はよく似ているのか？
(2) 効用関数や生産関数を特定化せずに、生計費指数の計算はできないか？

17

最良指数の考え方

- フィッシャー指数やトルンクビースト指数のように、任意の効用・費用・支出関数を二階まで近似した関数のもとで生成される生計費指数と一致するような指数を最良指数(superlative index)と呼ぶ。
 - 現在まで、トルンクビースト、フィッシャー、及びウォルシュ指数といった、古典的な3指数が最良指数であることが知られている。なお最良指数自体は無数に存在する。
 - 経済理論が正しければ、全ての最良指数は、真の生計費指数の近似になるので動きはよく似たものになるはずである。
- 42 指数算式は、それが最良指数であれば、自動的に生計費指数の二階の(局所)近似となるので、経済理論的にも正当化される。

19

最良指数の考え方

- 数量と価格の間に、経済理論が想定するような関係があると仮定する。しかし、私たちは背後の関数形がわからない。
- 実現した数量と価格の関係から、背後の経済理論の構造をある程度知ることが可能。
- フィッシャー理想算式やトルンクビースト指数には、商品の数×2の数だけのウェイト情報(パラメータ)が含まれている。
- いま、フィッシャー理想算式やトルンクビースト指数を生計費指数にするような、ある特定の効用関数を考える。
- この効用関数には、沢山のパラメータが含まれている(例えばトランスログ)。
- パラメータを動かすと、「任意」の効用・生産関数の二階の近似にすることができ、(二階の導関数まで局所的に一致する)
- 現実経済を支配する、「真」の効用関数があるとする。すると、フィッシャー指数はその「真」の効用関数とよく似た(二階の近似)の関数の下の生計費指数となる。

18

最良指数に対する批判

- 局所的な近似性にすぎず、大域的には真の生計費指数と乖離する可能性。
- フィッシャー指数とトルンクビースト指数がよく似た挙動を示すのは、それらが最良指数だからではなく、そこで仮定されている特殊なパラメータ値のためであることが見いだされる,Hill (2006) “Superlative Index Numbers: Not All of them Are Super”。
- 代表的個人を仮定している

20

主要論点

実質賃金デフレーターに適切な物価指数は何か？

適切な「指数算式」

適切な「商品範囲」

適切な「集計方法」

21

22

指数算式(フィッシャー指数)

- ・フィッシャー指数は、Diewert の最良指数であり、かつFactor Reversalを満たす唯一知られている指数算式。したがって経済学的根拠があり、かつ公理的アプローチでもFactor Reversalを満たす望ましい性質を有する。
- ・計算には基準時・比較時両方における、各商品への支出シェア情報が必要だが、効用関数の仮定は不要。

問題:

- ・推移性を満たさない(1990年から2000年までの物価変化比と、2000年から2010年までの物価変化比を乗じたものと、1990年から2010年までの物価変化比が一般に一致しない)
- ・したがって実質賃金の通時的変化を分析する際には、基準時をいつにするかにより結果が大きく異なる可能性があることに留意する必要がある。
- ・もともと、推移性をみたす指数はごく一部しか知られておらず、現在、指数理論研究の最先端(GEKS, GK, Spanning, Free, etc.)であるが、根本的な解決策はいまのところ見つかっていない(SNAでは連鎖指数で対応)

43

23

指数算式(ラスパイレス指数)

ラスパイレス指数は、計算の際に比較時の支出シェア情報が不要であり計算が容易。

総務省全国消費者物価指数(総務省CPI)で採用されている

問題:

生計費指数ではなく、物価に上方バイアスが生じてしまい、数量指数に下方バイアスが生じる(実質賃金及び厚生変化を過少評価する)。ラスパイレス指数の使用を正当化するには、極めて強い仮定が必要(支出シェアが不変)になり、非現実的。

上方バイアスの度合いが時間経過とともに変化しないなら上方バイアスの存在をある程度埋むことが可能になるが、このバイアスは多くの場合一定ではない。相対価格が大幅に変化する可能性には、このバイアスは拡大する可能性がある。

24

実際に指数を計算する際の留意事項

- 総務省の消費物価指数は、基準年が5年に一度改定されており、基準年からの物価変化を、固定ウェイトのロウ指数となっている(Weightが基準時とも比較時とも無関係)
- フィッシャー指数を計算するには、基準時と比較時両方のWeightが必要。家計調査の出情報から両時点のウェイトを入手可能。計算そのものは、総務省CPIと家計調査の品目はほぼ一致しているため、ラスパイレースもパニーシェも、エクセルで一瞬で計算可能。
- ただし、公表されている総務省CPIとは乖離が生じうる。
- 毎月、基準時をずらしていく指数は連鎖指数となる。一般に、連鎖指数は、積分区々とsequentialに連鎖指数を垂していく(すると、ドリフトが生じることが知られている)毎月の連鎖指数から年単位の物価指数を構築することは問題があり、年単位のデフレーターは別個作成する必要がある。

「パーシエ・チェック」の結果(全国、持家の帰属家賃を除く総合)

基準時	比較時	ラスパイレース指数 (L)	パーシエ指数 (P)	パーシエ・チェック ($\frac{P-L}{L}$)
1990 年基準	1995 年平均	106.4	106.2	▲0.2
1995 年基準	2000 年平均	101.0	99.9	▲1.1
2000 年基準	2005 年平均	97.3	94.9	▲2.5
2005 年基準	2010 年平均	99.7	93.1	▲6.6
2010 年基準	2015 年平均	104.6	103.8	▲0.7

総務省統計局(2016)「パーシエ・チェック」の結果について

総務省CPIを用いる場合の留意事項

- 帰属家賃を除く総務省CPIを用いる場合、それが生計費指数になっておらず、経済学上、実質賃金の解釈が困難になる。
- 総務省CPIに上方バイアスが生じると、実質賃金には下方バイアスが生じる。特に、基準年から時間が経過すると、バイアスは大きくなり、かつ、基準改定時に大きく変化する可能性がある。
- 自分でWeightを作っていれば基準改定時の影響は小さくなる
- リーマンショックなど、大きなショックが生じたときには、バイアスの度合いも大きくなる可能性がある。

適切な商品範囲(帰属家賃、家庭内労働)

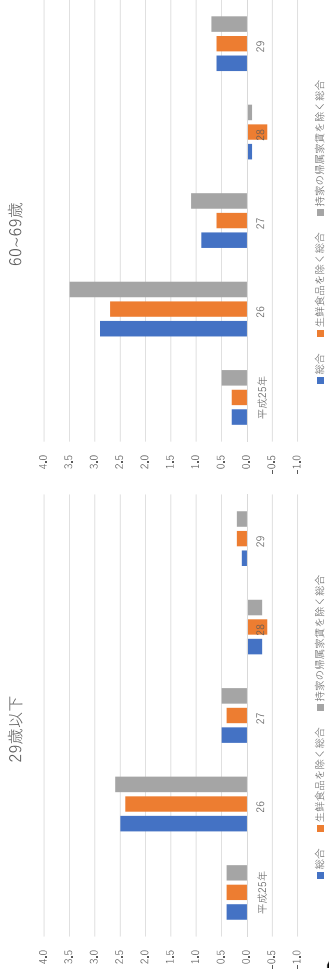
- 経済理論上、数量指数を効用水準と解釈するなら、効用に影響を与える要因をすべて考慮するのが適切。
- 賃貸から持ち家にシフトする家計が増減する場合、もしくは専業主婦から家事代行利用にシフトする家計が多い場合、厚生計価の点では変化がほとんど、支出額や物価水準には大きな影響を与えかねず、厚生計価の点では大問題。
- 国民経済計算には帰属家賃が含まれており、かつ多くの国で帰属家賃は家計消費の10%程度を占め、無視できない方法にない。帰属家賃の品目も、高賃金で生活する人々の推計は多岐にわたる。帰属家賃と物価統計全体の精度を引き下げると、帰属計算を行うことで現在の総務省が採用している帰属家賃の計測方法に対しては批判も多いが、どれが「正しい」帰属家賃なのかは、そもそも正解が観察不可能なので、議論が収束していない。
- 家計内労働も、その品質、家計内労働から得られる効用などの扱いに関して、意見の一致をみることは困難。SNAではサテライト勘定になっている。

適切な商品範囲(帰属家賃、家庭内労働)

- ・フィッシャー指数を計算する場合は、帰属家賃や家庭内労働サービスの支出シマアが必要となるが、家計調査にはこれら5項目がない(5年に一度の全国消費実態調査から帰属家賃を計算)。
- ・帰属家賃支出を含める場合は、帰属家賃所得も同時に考慮する必要がある(帰属家賃が正または負の場合には、帰属家賃所得も正または負の影響を与える影響は直接的にはない(間接的には、財間の代替を通じて影響はありうる)。
- ・帰属家賃を物価に入れたい一方、帰属家賃所得を考慮しない場合は、帰属家賃増加による実質賃金の低下が生じたとき、厚生は悪化すると解釈するのは必ずしも適切ではない。
- ・帰属家賃や家庭内労働サービスの価格推計そのものに対する疑問も多く、問題は山積。
- ・帰属家賃は、実質賃金の計算には含めないほうが適切と(私は)考える
- ・家庭内労働サービスの支出については、そもそも価格もないため帰属計算を毎月行わねばならず、実質賃金デフレーターに採用するのは極めて困難。
- ・しかと、家庭内労働サービスを無視すること、非労働力人口の増大は厚生を増加を伴うことになってしまうことには留意する必要がある。

29

消費者物価対前年変化率



45

総務省統計局 全国消費者物価指数年報 2017年

31

適切な集計方法(個人、地域情報)

- ・個人により、購入する商品やその価格は異なる。
- ・同一商品を購入する場合でも、コンビニエンスストア、大規模スーパー、インターネット通販では異なる価格となる(一物一価は不成立)。それらはすべて「異なる」商品とみなすべき。
- ・個人属性間で物価指数がどの程度異なるかについては多くの計算の蓄積がある。アメリカ方では高齢層は低い物価に、日本やイギリスでは高い物価に直面している。
- ・理想的には、個人毎の物価指数を計算することが望ましい。
- ・現実には、ある程度のグループングをおこない、男女、就業形態(正規・非正規)、地域・都市階級毎に集計し、各グループ内では個人は同一と仮定して物価指数を計算することが改善。

30

まとめ

- ・実質賃金は、適切な物価指数によりデフレートすることで厚生指標となる。
- ・適切な物価指数として最良指数を用いる場合、フィッシャー指数が望ましい。ただし、家計調査の品目別データを用い、毎月計算する必要がある。
- ・ラスパイレース指数には上方バイアスが発生し、実質賃金に下方バイアスがかかる。下方バイアスが通時的に一定であるとは限らず、大きな相対価格の変化の際には無視できないサイズになる可能性がある。
- ・帰属家賃は、帰属所得の影響を無視して物価指数に含めると、厚生評価にバイアスがかかってしまう。また、精度の低いデータを含めることで、統計量全体の精度が低下する危険性もある。
- ・集計する際には、なるべく個人の属性をコントロールすることが望ましい。

32